

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

1 平成27年度の活動実績

(1) 会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

ア 平成27年度第1回会議(平成27年9月16日)

- (ア) 会長の選出、職務代理者の指定、部会の委員及び部会長の指名が行われた。
- (イ) 千葉県情報公開推進会議の設置、第5期(平成25年7月7日～平成27年7月6日)の活動実績及びこれまでの主な検討内容について説明があり、質疑があった。
- (ウ) 開示請求等の運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。
- (エ) 「工事等の金額入り設計書の交付手続の見直し」について質疑を行った。交付要領を制定し、開示請求によらず、簡易な手続で交付する制度を新設することとした。
- (オ) 苦情処理調査部会が処理した1件の苦情の処理結果について及び新たに申出があった11件の苦情について、それぞれ報告・説明があり、質疑があった。

イ 平成27年度第2回会議(平成27年12月2日)

行政不服審査法の抜本的な改正に伴う千葉県情報公開条例の改正に向けた検討状況について説明があり、質疑及び意見があった。

また、条例改正について推進会議から提言を行うこととされ、議論があり、骨格が了承された。その後、会長一任のもと提言がまとめられ、平成28年2月に「行政不服審査法改正に伴う千葉県情報公開条例の改正に関する提言」をホームページで公表した。

(2) 苦情処理調査部会の開催状況

平成27年度の苦情処理状況

平成27年度は、20件(申出実人数2名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は1件であった。

- ・第1回部会(平成27年8月18日) 1件審議
- ・第2回部会(平成27年12月2日) 16件審議
- ・第3回部会(平成28年3月15日) 3件審議

2 平成27年度の苦情処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

是正を求めた内容は、異議申立てから諮問まで2年7月余を費やした案件で

資料 1

あり、通常想定される期間を著しく超過しており、不適切な事務処理であるとして、実施機関に是正を求める通知がなされた。また、千葉県情報公開審査会に対しても、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきであるとの意見が付された。

【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	計
	実施機関に 是正を求め た事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	1
実施機関の 対応に不適 切な点がな かった事案	7	9	12	19	4	9	16	10	15	4	16	121
行政不服審 査法など他 制度により 処理される べき事案	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	3	24
取下げの事 案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
処理中の事 案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情 件数	20	12	16	25	9	16	25	19	17	6	20	185
(申出実人 数)名	(6)	(2)	(2)	(2)	(6)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(10)

*H28年度の苦情申出件数は、2件（H28.6.30 現在）

開示請求等運用状況について

1 本県の情報公開制度の沿革について

年 月	事 項	説 明
S 6 3. 1 0	千葉県公文書公開条例の施行	対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立上げ
H 1 0. 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上料の債権者の名称等を特例として公開する。
H 1 3. 4	千葉県情報公開条例の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記 ・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大 ・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行はH 1 4. 4） ・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。 ・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。 ・ 出資法人の情報公開を規定（H 1 4. 4 各出資法人において制度立上げ。）
	行政資料有償頒布実施要綱の施行	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立上げ
	県政情報の公表に関する要綱の施行	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立上げ
H 1 3. 6	知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施
H 1 4. 4	千葉県議会情報公開条例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ
H 1 7. 4	千葉県情報公開条例の改正 特例条例の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開推進会議の設置 ・ 開示請求対象文書の拡大 ・ 審議会等の会議の公開 ・ 特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正 ・ 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正
H 1 9. 1 0	千葉県情報公開条例の改正	・ 郵政民営化に伴う規定の整備（一般信書便に対応：郵送→送付）
H 2 7. 4	千葉県情報公開条例の改正	・ 独立行政法人制度の見直し（独立行政法人→行政執行法人）

資料 2

年 月	事 項	説 明
H 2 8 . 4	千葉県情報公開条例の改正	<ul style="list-style-type: none">・ 行政不服審査法の改正に伴う規定の整備・ 審理員制度の適用を除外
	工事等の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領の制定	工事等の金額入り設計書について、行政文書開示請求に拠らず、より簡便な方法で提供する制度の立上げ

2 請求等の状況

(1) 開示請求件数の推移

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
請求件数(件)	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	16,823
請求者数(人)	288	298	360	360	306	335	402	418	435	488	564	577	661

※請求件数は当該年度に開示・不開示等の決定を行った件数を記載している。

(2) 実施機関別請求件数

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
全体	件数	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	16,823
	割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
知事部局	件数	4,392	4,159	11,732	6,564	9,504	19,724	27,606	28,583	11,702	4,866	8,927	6,768	7,691
	割合	28.7%	44.5%	56.7%	29.3%	56.7%	82.3%	75.6%	52.0%	54.2%	51.5%	69.1%	42.0%	45.7%
教育委員会	件数	8,037	4,158	7,654	13,720	4,290	2,359	7,361	25,614	8,235	2,900	3,047	6,885	6,578
	割合	52.5%	44.4%	37.0%	61.1%	25.6%	9.8%	20.2%	46.6%	38.1%	30.7%	23.6%	42.7%	39.1%
選挙管理委員会	件数	166	287	447	359	2,374	1,295	348	387	331	32	21	129	35
	割合	1.1%	3.1%	2.1%	1.6%	14.2%	5.4%	1.0%	0.7%	1.5%	0.3%	0.2%	0.8%	0.2%
監査委員	件数	2,198	32	98	1,061	134	149	62	9	463	88	0	0	0
	割合	14.4%	0.3%	0.5%	4.7%	0.8%	0.6%	0.2%	0.0%	2.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
人事委員会	件数	51	15	30	264	2	54	150	5	4	0	1	1	1
	割合	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
企業庁	件数	69	45	83	79	180	28	669	53	91	222	244	267	216
	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	1.1%	0.1%	1.8%	0.1%	0.4%	2.3%	1.9%	1.6%	1.6%
その他	件数	386	658	658	387	278	370	314	348	773	1,348	678	2,072	2,302
	割合	2.5%	7.0%	3.2%	1.7%	1.6%	1.6%	0.9%	0.6%	3.6%	14.3%	5.2%	12.9%	13.7%

(3) 請求件数及び開示等の実施状況

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
請求件数	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122	16,823	
開示	件数	8,739	4,588	11,312	8,878	7,905	5,673	5,819	12,397	10,519	3,534	7,204	7,557	8,569
	割合	57.1%	49.0%	54.6%	39.6%	47.1%	23.7%	15.9%	22.5%	48.7%	37.4%	55.8%	46.9%	50.9%
部分開示	件数	5,251	3,094	8,306	12,456	7,395	17,208	30,114	40,671	8,508	5,232	4,856	7,217	7,093
	割合	34.3%	33.1%	40.1%	55.5%	44.1%	71.8%	82.5%	73.9%	39.4%	55.3%	37.6%	44.8%	42.2%
不開示	件数	1,151	661	1,031	1,042	1,333	857	511	1,673	2,468	622	756	1,200	1,063
	割合	7.6%	7.1%	5.0%	4.6%	8.0%	3.5%	1.4%	3.0%	11.4%	6.6%	5.9%	7.4%	6.3%
却下	件数	75	27	1	2	66	184	15	3	16	3	4	4	7
	割合	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
取下げ	件数	83	984	52	56	63	57	51	255	88	65	98	144	91
	割合	0.5%	10.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.5%	0.4%	0.7%	0.8%	0.9%	0.5%

※不存在は不開示決定に含まれる。

(4) 請求件数の各県比較

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
千葉県	15,299	9,354	20,702	22,434	16,762	23,979	36,510	54,999	21,599	9,456	12,918	16,122
茨城県	6,974	6,718	4,156	15,062	8,955	5,092	5,391	3,872	5,319	7,713	4,384	4,156
栃木県	4,673	4,108	7,174	4,125	4,741	9,447	6,706	8,916	10,489	10,924	11,066	10,303
群馬県	2,166	4,223	2,409	12,127	9,716	12,133	5,724	9,161	8,951	4,397	8,771	5,003
埼玉県	7,315	10,272	11,696	11,071	16,004	14,387	13,982	9,642	11,638	19,494	7,259	6,665
東京都	3,297	3,533	3,467	4,621	4,949	5,833	7,311	10,638	11,635	11,314	11,122	10,527
神奈川県	5,349	6,953	22,746	15,649	21,113	14,368	15,256	7,695	6,911	5,744	8,563	6,674

※東京都は処分件数を1件として計上している。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立て事案の推移(件)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
知事部局	9	17	30	10	24	62	61	20	15	11	16	14	22
教育委員会	10	6	8	3	23	26	5	4	6	3	28	6	130
その他	4	5	11	9	8	5	2	2	3	8	4	6	19
合 計	23	28	49	22	55	93	68	26	24	22	47	26	171

(2) 不服申立ての処理状況

時 点	不服申立件数	処理済					処理中	
		認容	一部 認容	棄却	却下	取下げ	審議中	検討中
H27年度末	721	28	65	206	33	127	97	165
		459					262	

※件数はH13年度からの累計数

(3) 平成27年度の処理状況

27年度中の 処理件数	裁決・決定				取下げ	合 計
	認容	一部 認容	棄却	却下		
	2	7	8	3	3	23
	20				3	23

本県の情報提供の状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取り組む必要がある。

1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開している。

平成27年度の公表資料件数は、1,798件となっている。

主なものとしては、

「産業廃棄物処理業者に対する行政処分について」「食中毒の発生について」「千葉県毎月常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

※千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報提供として、千葉県ホームページを平成8年5月に開設している。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
アクセス数	101,923,274	108,461,468	137,831,605	167,540,187	168,076,979

2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成27年度の頒布状況は、504種類の行政資料を頒布対象とし、238種類を販売した。

主なものとしては、「千葉県職員録（平成27年5月1日）」「公用文作成の手引」「平成27年度版 千葉県環境白書」などである。

平成27年度の主な公表情報

実施機関又は部局	公表件数	主な公表資料の名称（文書館行政資料室における公表）
総務部	185	知事等交際費執行状況
		庁議
		定例部長会議
総合企画部	236	毎月勤労統計調査地方調査結果月報
		千葉県鉱工業指数月報
		千葉県毎月常住人口調査月報
健康福祉部	229	食中毒の発生について
		知事指定薬物の新規指定について（危険ドラッグ）
		感染症の予防のための情報提供について
環境生活部	166	産業廃棄物処理業者に対する行政処分について
		光化学スモッグの発令状況
		東京湾における水質・底質の放射性物質モニタリング調査結果について
商工労働部	151	千葉県中小企業経営革新計画の承認について
		ちばの旅
		観光情報
農林水産部	128	ちばが旬！販売促進月間について
		青年就農給付金（準備型）の給付希望者の募集について
		「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」の締結について
県土整備部	164	金田西特定土地地区画整理事業区域内の保留地の分譲について
		県立柏の葉公園内の空間放射線量について
防災危機管理部	58	千葉県内における熱中症による緊急搬送状況について
水道局	18	発注見通しに関する事項の発表
企業庁	16	平成26年度企業庁事業決算見込みの概要について
病院局	16	千葉県がんセンターの改革について
教育庁	284	教育委員会会議録
		教育庁の公共工事の発注見通し
警察本部	39	訓令・通達
		道路交通法に係る処分基準の制定について
人事委員会他	108	議長交際費執行状況
計	1,798	

(平成28年3月31日現在)

資料 3

主な有償頒布行政資料

平成27年度（平成28年3月31日末現在販売部数の多いもの）

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録（平成27年5月1日）	総務課	9, 711 (25)
2	公用文作成の手引	政策法務課	895 (23)
3	平成27年度版 千葉県環境白書	環境政策課	293 (0)
4	平成27年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	293 (0)
5	皇室がふれた千葉×千葉がふれた皇室	文書館	279 (1)
6	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成27年版）	人事委員会任用課	175 (0)
7	千葉県病院名簿（平成27年4月1日）	医療整備課	127 (0)
8	千葉県診療所名簿 - 一般診療所 -（平成26年6月1日）	医療整備課	96 (0)
9	開発許可制度の解説（都市計画法編）	都市計画課	89 (5)
10	巨樹・古木ガイドマップ	森林課	65 (0)
	その他		1, 307 (39)
合計（504種類）		238種類	13, 330 (305)
※販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分		販売額 5, 143, 140円 (ほか地域振興事務所分77, 610円)	

平成26年度（平成27年3月31日末現在販売部数の多いもの）

	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録（平成26年5月1日）	総務課	10, 180 (25)
2	公用文作成の手引	政策法務課	991 (130)
3	平成26年度版 千葉県環境白書	環境政策課	295 (1)
4	平成26年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	293 (1)
5	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成26年版）	人事委員会任用課	206
6	千葉県病院名簿（平成26年4月1日）	医療整備課	123 (1)
7	開発許可制度の解説（都市計画法編）	都市計画課	81 (2)
8	防災誌「関東大震災」	防災政策課	70 (5)
9	首都圏自然歩道 関東ふれあいの道 千葉県内ルートマップ	自然保護課	68 (4)
10	防災誌「元禄地震」	防災政策課	63 (5)
	その他		1, 516 (38)
合計（542種類）		272種類	13, 886 (212)
※販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分		販売額 5, 365, 080円 (ほか地域振興事務所分145, 080円)	

苦情処理等の報告について

	(H27) 苦情1	(H27) 苦情2
申出人	A	B
申出日	平成27年5月27日	平成27年7月31日
実施機関	知事 (総務課・政策法務課)	教育委員会 (福利課)
苦情の内容	<p>平成22年〇月〇日付け総第〇〇号で行政文書不開示決定及び行政文書部分開示決定の処分を受けたので、同年〇月〇日に異議申立書2通を千葉県知事に提出した。また、平成25年〇月〇日に千葉県情報公開審査会あて反論意見書を提出した。</p> <p>その後、平成27年〇月〇日に総務部政策法務課に処理状況を尋ねたところ、千葉県情報公開審査会での答申の見通しをいえる状況ではない、との回答であった。</p> <p>これでは、処理に時間がかかりすぎている。千葉県は、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進のため、県の保有する情報の一層の公開を促進する種々の施策を講じ、県民もこれに協調し提言を行うなど努力してきたが、請求した情報公開請求が5年を経て未だ解決しない異常な状況は速やかに解消しなければならない。</p> <p>また、処理の途中経過が請求者に見えないシステムは改善するべきで、不服申立ての処理状況は、1件ごとの申立ての概要と処理経過がわかる公表が、情報公開の公正な運用のために必要である。</p> <p>この方法（工程表）の公表により、不適正な請求が県民に情報提供されることから淘汰され、適正な不服申立ての運用に利すると考えられる。</p>	<p>情報公開センターにおいて福利課職員から情報の開示を受けようとした。福利課職員の隣に男が座ってずっと話を聞いていたので、確認したところ、教育総務課職員であった。</p> <p>「今日の開示は福利課が担当課として対応することになっている。教育総務課から開示を受ける連絡はない。これでは妨害ではないか。福利課職員は一度福利課に戻って、上司ときちんと話をして、これまで通りの開示をしてほしい」と言った。</p> <p>「上司の福利課経理・貸付班長から確認してきた。教育総務課情報公開担当者は、必ず実施機関の開示に立ち会うことになっている」</p> <p>「教育総務課の事務分掌表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課が他課の行う開示に立ち会うことなどないはずだ。一週間程度待つから、経理・貸付班長の都合のいい日を連絡してもらいたい」</p> <p>この10日後に標題不明の連絡文書が届いた。その後、経理・貸付班長及び福利課職員から本日まで一切連絡がない。福利課は開示すべき情報をセンターに預けておくから、勝手に閲覧するよう通知してきている。これは明らかに千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第4の5(3)に違反している。請求者を対象に、請求者を威圧、威嚇、脅す行為を教育総務課職員に依頼した福利課の行為は著しい不法行為である。</p>
調査委員	佐野委員 桑波田委員	佐野委員 桑波田委員
調査の状況	H27.6.30 事実関係の調査	H27.10.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明
苦情審議状況	H27.8.28	H27.12.2
処理	H27.10.9	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 総務課によれば、異議申立人の担当者が、この案件を整理・検討するため、持ち帰り、その後回答がなかったため、結局、諮問までに2年7箇月の期間が経過したということであるが、異議申立ての趣旨等が不明確な場合は、異議申立人に速やかに確認すべきである。本件の場合、諮問までに要した期間が2年7箇月となっており、これは通常想定される期間の範囲を著しく超過し、本件異議申立ての処理の遅延の原因の一つとなっていることから、事務処理は不適切であり、是認することはできない。</p> <p>(2) 一方、諮問から2年以上経過していることについては、一時的に大量の行政文書の開示請求と異議申立てが行われたことに伴い、その処理に多大の時間を要しており、諮問の順に対応していることを鑑みると、やむを得ない事情を有していると思料される。</p> <p>(3) しかし、苦情申立人の主張するとおり、本件苦情に係る異議申立てについて、不開示決定等の処分から5年を経て未だ終結していない状況を是正すべきであり、条例を所掌する政策法務課は、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきである。</p>	<p>(1) 教育総務課は、福利課から同席を依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。</p> <p>教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。</p> <p>よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。</p> <p>(2) 実施機関は直近で開示の実施を行うことができなかったため、苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことである。確かに、実施機関による開示の日時の設定はなされなかったものの、このような実施機関の対応はより早く苦情申出人に対し開示文書を閲覧に供するという点で、苦情申出人の利便性に資するものである。また、実施機関は担当課の担当者が対応できる状態ならば、苦情申出人が開示文書の閲覧のために来所した場合に、開示の実施に立ち会う意思はあったとのことであり、これらのことを鑑みると、実施機関の対応は不適切であったとまではいえない。</p>

	(H27) 苦情3	(H27) 苦情4
申出人	B	B
申出日	平成27年7月31日	平成27年7月31日
実施機関	教育委員会 (福利課)	教育委員会 (千葉県立松戸南高校)
苦情の内容	<p>情報公開センターにおいて福利課給付班職員から情報の開示を受けようとした。ところが給付班職員の隣には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員の際、センターに押しかけて開示を混乱させ、開示を受けられなかった教育総務課職員が、再び座っていた。「条例では、担当課が開示することになっている。なぜ福利課の情報を教育総務課から受けなければならないのですか。こんなことは昨年まで、全くなかった。開示を受けにきた私が、監視され、威圧、威嚇、脅しを受けていると申し立てている。教育総務課職員はこのために来ているのでしょうか。実際に開示をやってみなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないでしょう。教育総務課職員が福利課から頼まれて来たと言うから、福利課であるあなたが退出するように言うべきだ」給付班職員は「これでは、今日は続けられない形になってしまいますよ」と脅した。</p> <p>本年度に入って、教育総務課長の下、実施機関が行う情報公開が極めて深刻な不当不法の場と化している。開示と称して県民を呼び出し、今度は呼び出した県民を恫喝した揚句、自分たちの指示に従わないと置き捨てて退席する。事態は深刻であり、貴推進会議はこの事態を看過せず、再発を防ぐために関係者を指導措置するよう実施機関に勧告し、速やかに事態を正常化させ、開示を受けることができるようにすべきである。</p>	<p>実施機関が行った行政文書開示決定通知書によれば、この決定に不服があれば異議申立てをすることができるという。開示するものに異議申立てができるという教示は、当方に開示するなど異議申立てをすることができることを教示している。</p> <p>この決定は支離滅裂である。千葉県情報公開条例上、開示決定に異議申立てができる理由を明らかにすべきである。</p>
調査委員	佐野委員 桑波田委員	末吉委員 大田委員
調査の状況	H27.10.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明	—
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。</p> <p>教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。</p> <p>よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。</p> <p>(2) 給付班職員が教育総務課職員の同席について苦情申出人に対し説明したものの、理解が得られず、給付班職員は「このままだと(話が進まず)本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人は給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切ったとのことである。</p> <p>給付班職員は上記の説明をしたにもかかわらず、苦情申出人は開示の実施に応じなかったものであり、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切ったとまではいえない。したがってこれらの実施機関の対応に、不適切な点があるとまではいえない。</p>	<p>(1) 本件のような教示は、従来、行政文書部分開示決定通知書及び不開示決定通知書にのみ記載されていたものであったが、全部開示決定においても対象文書の特定漏れ等について異議申立てがされている実態や、千葉県情報公開審査会から出された、開示決定通知書に教示文のないことを疑問視する意見を受け、平成26年度第1回千葉県情報公開推進会議での審議を経て、開示決定通知書についても行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)第57条第1項の規定による教示を入れ、簡易迅速な救済に資するよう変更されたものである。</p> <p>(2) 実施機関においても、上記の審議を経て、平成26年12月19日に公布された、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則により、開示決定通知書に本件教示が付加された。</p> <p>改正規則の概要によれば、本件教示は、開示決定がなされた場合でも、対象文書の特定漏れ等を理由とする異議申立てができる旨等を明確にし、開示請求者の簡易迅速な救済を図る趣旨である。</p> <p>よって、本件の教示は規則改正で様式が改正されたことによるものであって、実施機関の事務に不適切な点はない。</p>

	(H27) 苦情5	(H27) 苦情6
申出人	B	B
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (福利課・教職員課)
苦情の内容	<p>私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。</p> <p>私は実施機関から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。</p> <p>そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。</p> <p>しかし、実施機関は私の訴えを無視し、〇月〇日午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行いながら、同日午前9時30分より開示をする決定通知を行った。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常を喪失していると言いたいような状態である。</p> <p>これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避是正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情の申立てが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。</p>	<p>私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。ここ1週間の間に、このような不当な開示日時の設定が2度ほど行われており、他開示を含め、開示事務が混乱を極めている。</p> <p>私は教育長から土日を除すると、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。</p> <p>そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。</p> <p>しかし、実施機関は私の訴えを無視し、〇月〇日(〇)午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行う一方、同日午前9時30分より開示をする通知を行った。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常を喪失していると言いたいような状態である。</p> <p>これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避是正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情の申立てが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。</p>
調査委員	末吉委員 中橋委員	末吉委員 中橋委員
調査の状況	H26.10.26 事実関係の調査 H27.11.5 苦情申立て(補充)の受付	H26.10.26 事実関係の調査 H27.11.5 苦情申立て(補充)の受付
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 開示の日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。</p> <p>そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。</p> <p>苦情申出人が、口頭意見陳述の実施のため、指定された開示の日時を、都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常、このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。</p> <p>(2) また、実施機関は、苦情申出人の利便性を考慮し、口頭意見陳述に来庁する際、併せて開示の実施を行おうとしたというのであり、この考え方には合理性が認められ、苦情申出人が当該開示が受けられないようにする意図をもって、本件苦情に係る開示実施の日時設定を行ったとの苦情申出人の主張は、これを認めることはできない。</p> <p>よって、本件苦情に係る実施機関の事務処理に不適正な点はない。</p>	<p>開示の日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。</p> <p>そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量権の逸脱の違法が認められる場合があると思料される。</p> <p>苦情申出人が、口頭意見陳述の実施のため、指定された開示の日時を、都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常、このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。</p> <p>また、実施機関は、苦情申出人の利便性を考慮し、口頭意見陳述に来庁する際、併せて開示の実施を行おうとしたというのであり、この考え方には合理性が認められ、苦情申出人が当該開示が受けられないようにする意図をもって、本件苦情に係る開示実施の日時設定を行ったとの苦情申出人の主張は、これを認めることはできない。</p> <p>よって、本件苦情に係る実施機関の事務処理に不適正な点はない。</p>

	(H27)苦情7	(H27)苦情8
申出人	B	B
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
実施機関	教育委員会 (福利課)	教育委員会 (福利課)
苦情の内容	<p>実施機関が発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書は、千葉県情報公開条例第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていないので、本件補正を上記各規定に基づき修正した上で補正要請することを求める。</p> <p>実施機関が行った補正内容は、「福利課が同課以外に対して行った、所掌するどのような事務の合議ないし協議の内容が判明する情報を請求する趣旨であるのか、明確にご説明願います。」というものである。</p> <p>実施機関は私に「どのような事務の合議ないし協議の内容」が知りたいのか尋ねているようであるが、私はそもそも「どのような事務」の内容があるか知らないもので、これを明らかにするため本件開示請求を行ったのである。</p> <p>事務内容を知らない者からの開示請求としては、明確である。</p> <p>補正を行う場合、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務があり、補正においては所要の情報の提供に努めることを前提としている。</p>	<p>実施機関が発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書は、千葉県情報公開条例第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていない。</p> <p>ア 本件補正には、「請求の対象となりうる行政文書は大量となり、あなたにとっても開示の実施における閲覧等に多大な労力をおかけすることになります」とする記載がある。このような文言は情報公開事務とは全く無縁のものである。</p> <p>イ 開示請求者には大量になるか否かは前もって知る由もない。大量であるならば客観的事実を示すべきである。</p> <p>ウ 開示すべき情報が大量であることと、開示すべき情報を特定することは無縁である。</p> <p>エ 補正を行う場合、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務」があり、補正においては「所要の情報の提供に努める」ことを前提としている。</p> <p>各規定に基づき本件補正を修正した上で、再度補正要請を行うこと。</p>
調査委員	橋本委員 中橋委員	橋本委員 中橋委員
調査の状況	—	—
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 実施機関が補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成27年〇月〇日付けで却下し、苦情申出人が異議申立てをしたものであり、平成27年〇月〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。</p> <p>ア 補正要請に対する苦情の段階では開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。</p> <p>イ 却下決定の段階では、同決定がなされた時点で条例第27条の2第3項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。</p> <p>ウ 却下決定に対する異議申立ての段階では、異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅するとする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。</p> <p>(2) 以上から本件苦情に係る当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。</p> <p>よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>	<p>(2) 実施機関が2回にわたる補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成27年〇月〇日付けで却下し、苦情申出人が異議申立てをしたものであり、平成27年〇月〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。</p> <p>ア 補正要請に対する苦情の段階では開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。</p> <p>イ 却下決定の段階では、同決定がなされた時点で条例第27条の2第3項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。</p> <p>ウ 却下決定に対する異議申立ての段階では、異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅するとする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。</p> <p>(2) 以上から本件苦情に係る当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。</p> <p>よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>

	(H27)苦情9	(H27)苦情10
申出人	B	B
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
実施機関	教育委員会 (福利課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>実施機関は福利課給付班職員をして、千葉県情報公開条例第8条に違反し情報公開せず、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)第4の5(1)に違反し、行政文書の説明を放棄した。当方に対し速やかに情報公開する権利を回復し、条例に規定する開示を行うこと。</p> <p>情報公開センターにおいて給付班職員から情報の開示を受けようとしたが給付班職員の隣には、福利課経理・貸付班職員による開示の実施の際、開示を混乱させ、開示を受けられなくなった教育総務課職員が再び座っていた。そして、実施機関が指定したにもかかわらず、教育総務課職員の指示に従って情報公開をせず、教育総務課職員とともに開示の場から一方的に立ち去った。給付班職員は条例の主旨に反し「これでは開示できない」(要旨)などと発言した。主権者県民を愚弄する許されない言動を行った。給付班職員及び教育総務課職員は条例第8条本文に明確に違反している。</p> <p>その後、給付班職員が当方に対して、開示文書はセンターに預けてある旨記載されている標題不明の書面が送られてきた。</p> <p>当方は一貫して担当課による説明を求めているのである。福利課は組織ぐるみで条例違反を繰り返している。</p>	<p>情報公開センターで福利課から開示を受けようとした際、教育総務課職員の妨害によって、開示を受けることができなかった。</p> <p>至急事実を精査し、当方が受けた開示を受ける権利はく奪に関して保証を行うとともに、教育総務課職員が妨害行為を行わないようにすべきである。</p> <p>千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)第4の5(3)において、開示事務を「開示は担当課(所)職員が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明する」ことを規定している。教育総務課職員は福利課の職員ではない。</p> <p>センターでは、開示請求者に対し、「行政文書・自己情報の開示の実施について」と標題する書面を設置し、「開示は担当課(所)の職員が行い…」と周知している。教育総務課職員は福利課の職員ではない。</p> <p>教育総務課の事務分掌表では、教育総務課職員の事務は「1 行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」「4 その他情報公開及び個人情報保護に関する事務の指導・調整に関すること」であって、いずれも庁内における連絡調整事務であり、開示の窓口で他課(所)に伴って、開示請求者に対面し、開示をすることではない。</p>
調査委員	佐野委員 上谷委員	佐野委員 上谷委員
調査の状況	H2710.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明	H2710.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 教育総務課は、福利課から迅速な開示をするために同席を依頼され、福利課を補助する必要があるため同席したとのことである。</p> <p>教育総務課職員の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。</p> <p>(2) 苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことであり、担当課の担当者が対応できる状態ならば、苦情申出人が開示文書の閲覧のために来所した場合に、開示の実施に立ち会ったとのことである。これらの実施機関の対応は、苦情申出人がセンターに来所した際に、いつでも開示文書を閲覧できるという点で、苦情申出人の利便性に資するものである。</p> <p>また、事務取扱要綱第4の5(1)は出先機関の開示実施に関する規定であり、福利課は出先機関ではないので、本件においてこの規定は適用されない。</p> <p>したがって、これらの実施機関の対応に不適切な点は認められない。</p>	<p>(1) 事務取扱要綱第4の5(3)において「開示は担当課(所)職員が行い」と規定されている。これは、開示決定後の事実行為としての開示の実施も担当課(所)が行うという便宜的な趣旨の規定に過ぎないのであり、この規定は、開示の実施において担当課(所)職員以外の職員の同席を禁止する規定ではない。また、この規定は、苦情申出人が担当課(所)職員からのみ開示を受けることの権利を認めているものでもない。</p> <p>(2) 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。</p> <p>したがって、実施機関の対応に不適切な点は認められない。</p>

	(27) 苦情11	(27) 苦情12
申出人	B	B
申出日	平成27年8月19日	平成27年9月1日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>私は、開示請求を2分割し、前者を定例的に福利課以外に合議もしくは協議するために保有する情報、後者を前者以外の情報に分け、前者については、別紙を作成し、その中で情報の類別を行った。しかし、後者については、依然として情報の提供を怠ったままである。</p> <p>ア 請求内容が不明として補正を行う場合、千葉県情報公開条例第7条第2項により、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」義務があり、また、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3、2、(4)開示請求の補正において、教育長は「所要の情報の提供に努める」とこととなっている。</p> <p>イ その際、実施機関は「開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示す」という職責を果たすことになっている。</p> <p>ウ 実施機関が伝えた定例的に保有する情報は、行政文書名や行政文書目録等に該当しない。また、定例的情報外の情報は全く提供されていない。</p> <p>エ 開示請求者は、行政がどのような情報を作成し、保有しているか知る由もない。</p> <p>オ 本件開示請求はほぼ1月経過しており、未だ開示に至らない原因は、教育長の補正行為にある</p>	<p>開示決定における「開示を実施する日時」において、実施機関は、当方が現実的に対応できない開示日時をあえて指定した。</p> <p>当方に、本件開示決定が送達されたのが、平成27年〇月〇日午後5時過ぎであった。開示日時は〇月〇日午前10時である。午後5時過ぎということは、たまたま今回は、当方が本件送達を受けられる状況にあっただけで、実質的には土日ははさんで〇月〇日に送付を受けたことと同じである。</p> <p>2日後に開示を受けるよう日時設定することは、開示日時に赴くため仕事等の調整が不可能な事は知事も承知のことである。このことについて、情報公開担当者は、「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください。」とメモ書きた。</p> <p>開示日時の指定に係って過去、千葉県情報公開推進会議は私の苦情を認め「特段の事情が認められない以上、到達予定日の翌日から起算して3日後より後の日時がより適正な指定であったと考えられる。」としている。</p> <p>この苦情は、本件苦情対象担当課である政策法務課が所掌しており、知事は情報公開推進会議の判断を知りながら、あえてこれを無視し、今回の行為に及んでいる。</p> <p>主権者の開示請求する権利擁護伸張のために、関係者を指導措置し、再発防止並びに改善を図るべきである。</p>
調査委員	橋本委員 中橋委員	末吉委員 大田委員
調査の状況	—	—
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 本件は、実施機関が補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成27年〇月〇日付けで却下し、苦情申出人が異議申立てをしたものであり、平成27年〇月〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。</p> <p>ア 補正要請に対する苦情の段階では開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。</p> <p>イ 却下決定の段階では、同決定がなされた時点で条例第27条の2第3項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。</p> <p>ウ 却下決定に対する異議申立ての段階では、異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅するとする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。</p> <p>(2) 以上から本件苦情に係る当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。</p> <p>よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。</p>	<p>(1) 苦情申出人によれば、平成27年〇月〇日開示決定通知書が到達している。この日の翌日から起算して3日後は〇月〇日である。なお、先例事案においては特に言及されていないが祝祭日等で長期間、県の事務処理がなされず、担当課に連絡を取れない可能性がある場合などには、対応が十分可能となるよう、日程の設定については適宜考慮すべきであるが、本件苦情においてはこの間、特に祝祭日等は含まれないから、開示実施日としては、〇月〇日以降を指定するのが適切である。</p> <p>本件では、〇月〇日(〇日+1日)を指定しているから、本件指定に問題はない。</p> <p>(付言)</p> <p>苦情申出人によれば、苦情申出人の元へは〇月〇日に開示決定通知書が送達されたとのことである。苦情申出人は、〇月〇日に苦情の申出をするために来庁しているのだから、その際に調整を申し出ることも可能であった。</p> <p>県は、より速やかな開示に資するため、できるだけ早い日時を指定しているものである。</p> <p>本件苦情の事案においても、実施機関の事務に不適切な点があったものとは認められない。「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください」との通知にも見られるとおり、県民の権利を軽んじているわけでもない。</p>

	(27) 苦情13	(27) 苦情14
申出人	B	B
申出日	平成27年9月16日	平成27年9月16日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教職員課)
苦情の内容	<p>情報公開センターにおいて教職員課職員から同課に係る情報開示を受けようとした際、教育総務課職員が現れて、開示を妨害し、情報の閲覧をすることができなかった。</p> <p>今回で同主旨、連続三回目の苦情の申立てである。</p> <p>教育総務課職員は、開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握したいと言いだした。通路に座るとか壁際に立つなどは異常で、みじめな話であると即座に断った。教育総務課職員は、国語の先生ではないからみじめか否かわからないと嘯いた。</p> <p>教育総務課の主張は、開示に同席するのは開示非開示の説明という理由であった。しかし今回は、当方が最初から指摘してきた通り、開示の場に同席を強制することによって、当方を監視することである。県民に対する違法な監視活動である。</p> <p>この指摘を行った途端、教育総務課職員は、当方の発言を把握するなど言っていないと言い逃れを始めた。</p> <p>窮した教育総務課職員は、今回、最後は、教職員課から要請を受けたから同席したと主張した。</p> <p>教育総務課職員が繰り返すのは、開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握することということになる。去年まではなかったことである。</p> <p>当方は教育総務課長が行う監視活動に起因する混乱のため、ほぼ3か月間、開示を受けられない不利益を被っている。</p>	<p>教職員課から開示請求について開示すべき情報が多いという理由で整理を依頼され、これに応じるべく、3度にわたって文書を送付し、整理に協力する旨伝えた。しかし教職員課からは一切応答がなかった。</p> <p>情報公開センターにおいて、教職員課管理室管理主事〇にその理由を質したところ、教職員課として当方が送付した書面を見たことがない可能性が強いと明言した。</p> <p>当方が送付した書面は、センター宛が2通、教育長宛が1通である。</p> <p>こうした書面は通常、教育総務課を経由し、担当課に配布される。教職員課を対象とする文書を教職員課が知らないということならば、配布すべき教育総務課が、何らかの理由あるいは意図をもってこれを秘匿したということになる。送付した書面は郵送もしくはFAXしたものであり、確実に教育庁に届いている。</p> <p>郵送した書面が関係部課所に届かないという事態は極めて異常であり、事務が正常に取り行われない危険性があり、組織の根幹にかかわることである。千葉県情報公開推進会議は他に例がないかを含め、本件苦情に対し真摯に対応すべきである。</p>
調査委員	佐野委員 上谷委員	橋本委員 大田委員
調査の状況	H2710.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明	H27.11.5 事実関係等の調査
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 教育総務課は、担当課である教職員課から、不慣れな開示の実施を補助するために同席を依頼され、教職員課を補助する必要があったため同席したとのことである。</p> <p>教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。</p> <p>よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が教職員課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。</p> <p>本件で、教育総務課が同席したのは、教職員課職員の要請によるものと認められ、開示の実施の経験が少ない教職員課職員の補助を教育総務課職員が行うということは、上記の必要性に含まれるものと解されるものである。</p> <p>(2) 当部会が、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関が苦情申出人を監視、盗聴等、差別的取り扱いをするために同席をしたという事実を認めることができなかった。</p> <p>(3) 実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう、対応に努められたい。</p>	<p>(1) 各課の説明からすると、関係課(所)は今回、各文書の送付あるいは内容の伝達を迅速に行っており、また、苦情申出人への、口頭・FAXでの応答による日程の調整等の対応も丁寧になされている。</p> <p>よって、本件苦情に係る各課の対応は、適切であったと認められる。</p> <p>(2) 教職員課は、本件資料を実際には収受しているにもかかわらず、「見ていない可能性が強い」と返答し事実とは異なる回答を安易に行っている。この点についても、不確実であれば課に戻って確認する等、他の業務を滞らせない範囲で、県民に対する確実な回答を心掛けるべきであったといえる。</p> <p>(付言)</p> <p>そもそも本件苦情は、苦情申出人と県との間で円滑な連絡が出来ていなかったことに原因があると、苦情申出人も勤務時間内の電話、メール、及び検来時の調整といった迅速な通知手段での対応を検討し、円滑な連絡が可能ないように努力すべきである。</p>

	(27) 苦情15	(27) 苦情16
申出人	B	B
申出日	平成27年10月7日	平成27年10月21日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>情報公開センターにおいて、教育政策課職員二人から情報の開示を受けようとしていた。突然、教育総務課主査Sが現れて、「千葉商業高校の…」と言いだした。これでは妨害になると指摘し、教育政策課職員と話をしようとする、今度はやや腰をかがめ、当方の方に顔を近づけ「千葉商業から頼まれたものがある」と言い続けた。主査Sはかなり興奮しており、手を上げたり体当たり等の暴力を振るう危険があった。そこで開示場所から立ち去ろうとした。</p> <p>今回の事件は衝立で仕切られたセンター執務場所に待機し、ここから当方のところに突然現れて非行に及んでいる。また政策法務課職員らは課長の非行を途中で止めるでもなくやらせ放題であった。</p> <p>(教育政策課副主幹I並びにHの証言)なぜ主査Sの不当行為を止めなかったのか尋ねたところ、両人とも「気が動転してしまって、止めることさえ考えられなかった」と口をそろえて証言。「申し訳なかった。お詫びする」と証言。主査Sのあまりにも常軌を逸した不法行為が、上両人ともに「気が動転」するほどの異常さ激しさだったことが、今回の証言で明らかとなった。このところ、推進会議は発足当初の目的を曲げ、変質してしまったという声が、市民のみならず法律の専門家からも出始めている。推進会議の各委員は、信用を欠くことのないようにすべきである。</p>	<p>財務施設課隣室倉庫で実施された異議申し立てに係る口頭による意見陳述妨害。当方は異議申立てに係る口頭意見陳述を行った。意見陳述は上席者、松戸南高等学校事務主幹兼事務長Oの主導によって開始された。しかし当方が意見陳述を開始すると、O事務長の隣に座ったS主査が、これを読めとばかりにA4大の紙を、O事務長の顔面に数回突き出した。S主査のこの行為に対し、O事務長はこれを差し止めなかった。そしてしばらくたったころ、S主査がO事務長の方にじり寄り、O事務長の腰のあたりを突く動作を行っていた。</p> <p>「これでは、陳述ができない。今度、こんなことがあったら意見陳述を中止する。」</p> <p>この指摘に対し、O事務長は小声で「二人でやっているものですから」と、S主査の不当行為を認めた。</p> <p>このところのS主査の相次ぐ不当行為が、意見陳述の場においても平然と行われた。教育総務課は、組織ぐるみで当方の意見陳述を妨害した。推進会議は、「妨害とまでは言えない」などと苦し紛れの言い逃れをするべきではない。</p>
調査委員	橋本委員 桑波田委員	末吉委員 中橋委員
調査の状況	H27.11.10 事実関係の調査	H27.11.10 事実関係の調査
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	<p>(1) 開示の場の苦情申出人と主査Sの位置は、テーブルで隔絶され、双方から反対側には容易にいけるものではなく、苦情申出人の主張するような主査Sが手を上げたり体当たりをするようなスペースがない。このような物理的位置関係からすれば、危惧するような事態が起こる可能性はきわめて低く、主査Sが暴力行為におよんだとする異議申立人の主張は是認できない。また、主査S及び開示を実施していた2名の担当課職員の説明によれば、苦情申出人の主張するような「いきなり侵入した」のではなく、平穩に「ちょっとすみません」と声をかけて入ってきたのであり、常識的な範囲でのやりとりである。</p> <p>(2) 仮に、苦情申出人としては、歓迎せざる用件であるとしても、社会通念上、主査Sが隣接執務室にいることの通告及び千葉商業高校から頼まれた書類を渡すことが開示を妨げるとまではいえない。主査Sが「ちょっとすみません」と入ってから、苦情申出人が出ていくまで4分程度の出来事である。以上から、苦情申出人の開示を受ける権利を侵害しているという事実は認められない。</p> <p>なお、開示の実施については信義に基づき双方が誠実に行わなければ成立し得ず、実施機関だけでなく苦情申出人も互いに協力して開示を行うべきである。また、開示の実施において職員は慎重に処理すべきである。</p>	<p>(1) 苦情申出人が、口頭意見陳述を妨害されたとするS主査の行動は、口頭意見陳述の事務遂行上、O事務長を補助するため、事務長の注意を自分に向けさせようとの意図で行ったものであり、所持していたA4の紙もそのためのメモであるとのことである。</p> <p>聴取者が複数の場合、意思疎通のため、聴取者間で確認を行うこともあり得るものであり、本件のS主査の行為の態様から、S主査の行為が苦情申出人の指摘するほどの、聴取の妨害とまで評価されるとは認められない。</p> <p>(2) また、S主査は、苦情申出人から同人の挙動について指摘されてからは、言動を控え、円滑な聴取の実施に配慮したというのであるから、この点においても、聴取の妨害とまでは認められない。</p> <p>よって、実施機関の事務処理上の不適正な点はない。</p>

	(27) 苦情17	(27) 苦情18
申出人	B	B
申出日	平成27年10月28日	平成27年12月11日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>当方は教育総務課主査S並びに同主事Mから同課に係る情報の開示を受けた。その際、次回〇月〇日(〇)は第一候補として県立千葉商業高校から、第二候補として教育政策課から開示を受けるので対応するよう要請した。また、主査Sらは、同日開示された情報のうち、担当が異なるので説明できないと言った箇所につき、後に担当者から説明を聞き取り、概ね一週間以内にメモ等を送付することを約束した。その後、教育総務課長は何もせず、同課職員を一切派遣しなかった。この日で5度、開示を受けることができなかったが、教育総務課長の指示によって、市民県民が被害を受けている。〇月〇日までに郵送したとする事実は虚言の疑いが濃厚である。</p> <p>約束した、説明のメモ等も一切届いていない。よって、発送したという事実は考えられず、虚言の疑いが濃厚である。</p>	<p>本年度、総務課長は、当方が行った開示請求に対し、教育長名で2度の補正請求を行った。しかし、開示請求と同一内容である請求に対し、教育委員長は、部分開示を行う決定を行い通知した。</p> <p>教育総務課長が教育長名で行った補正請求は、教育長が開示請求の文言等その内容が理解把握できないということを対外的に宣言していることに等しく、教育長の名譽を著しく毀損し、教育庁組織で行う事務事業全体の信用を失墜させている。</p> <p>直ちに本件補正を取消させ、教育長の威信を低下させた教育総務課長並びに教育総務課文書・情報室のSを指導処分すべきであり、貴推進会議は上実事を教育長に知らせ、指導処分するよう勧告すべきである。</p> <p>何ら補正を受ける理由が全くないにもかかわらず、本件補正はあたかも反社会組織の者が市民に因縁をつけるように、「請求を却下する場合がある」と脅しながら、補正行為を強制している。まるで“やくざ”の吹っ掛け行為である。</p> <p>教育総務課長は、教育公務員としてその法を超え、教育長の信用を地に貶め、「公」の名の下に極めて深刻な職務権限の乱用を行っている。なお、教育総務課長の指示指導並びに承認によって不当行為を行った教育総務課主査Sの行為については別表で知らせた。</p>
調査委員	末吉委員 大田委員	橋本委員 上谷委員
調査の状況	H27.10.29 苦情の申出書(補足)の受付	H28.2.3 実施期間に対する書面調査
苦情審議状況	H27.12.2	H28.3.15
処理	H27.12.25	H28.3.30
処理結果等	<p>(1) 次回開示する課を指定する苦情申出人からの要請に対し、教育総務課は、苦情申出人から要請のあった課に開示の可否を確認してから連絡する旨を応答しており、この日から3日後である日の発送である点についても、他課担当者との調整・協議等の必要を考えれば、事務処理が遅れているとはいえない。</p> <p>また、切手使用簿の記録から見ると、教育総務課担当者は適正に発送業務を行っていたと認められ、日本郵便株式会社によれば通常、苦情申出人の住所へは翌々日である〇月〇日が到達予定日であり、開示実施日の〇月〇日までに、1日分の余裕があったことになる。本来であれば、さらに余裕をみて発送することが好ましいが、開示日程の設定・変更等ではなく、開示内容の変更である点、教育総務課が述べるように、この時点で他に通知手段がなかった点を考慮すれば、やむを得ない。よって、実施機関の事務に不適切な点があったものとは認められない。</p> <p>(2) 質問に対する説明のメモにつき、教育総務課担当者は「概ね一週間以内に送付する」と説明したのであり、〇月〇日に苦情申出人のもとに到達しているのだから、この事務の遂行に何ら不適切な点はない。</p>	<p>(1) 現在、2請求については、それぞれ一部について部分開示決定等がなされ、それに対し苦情申出人は異議申立てを提起している。</p> <p>部分開示決定をした部分に対する補正については、異議申立てが提起されたことにより、条例第27条の2第3項第2号、同項第1号に該当することとなり、両号が競合することとなる。よって、本件の二請求のうち、同部分に係る補正に関する苦情の申出に応ずることはできない。</p> <p>(2) 特例延長された部分は、まだ実施機関による開示決定等の処分がなされていないことから、事務手続きの段階における苦情である。開示請求書の記載が形式的に同一であれば、各所属での事務処理が必ず同一でなければならないわけではなく、開示請求についての事務処理の判断は、各所属長に任されているものである。</p> <p>苦情申出人の主張や実施機関の説明からは、実施機関による裁量権の逸脱・濫用を窺わせる特段の事情を認めることはできなかった。</p> <p>(3) 上記のとおり、実施機関の事務処理に不適切な点は認められず、教育長の名譽が棄損され、威信が低下したという事態は、本件に関しては生じていないことから、苦情の申出には応じられない。</p>

	(27) 苦情19	(27) 苦情20
申出人	B	B
申出日	平成27年12月15日	平成28年2月15日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課・福利課)
苦情の内容	<p>当方は異議申立てに係る意見陳述を行おうとしたが、教育総務課S並びに松戸南高校Aから意見の陳述妨害行為を受けた。以下Sの行為を課長またAの行為を校長という。</p> <p>意見陳述を行うために情報公開センターに赴いた。おおむね〇時〇分頃、センター職員執務場所から課長及び校長が突然現れて、校長がカウンター越しに「情報開示を行う」と言った。再三確認した結果、教育総務課Mの指示によると言った。再度、校長の方で教育総務課Mから確認の上、当方に事情を知らせるよう要請した。</p> <p>この妨害行為によって、意見陳述はおおむね15分遅れて開始された。校長は書面において、「ご都合が悪い場合はご連絡くださいとしてある」が、当方から連絡がなかったため、開示を強行したと虚言を主張した。実際の開示日は、センターを介し、開示を行う実施機関並びに日時を当方の申出で調整しており、このことはセンター、教育庁各課並びに校長は十分承知のことである。</p> <p>従ってこれまでは、教育総務課Mが連絡文書文末の常套句として使用する「ご都合が悪い場合にはご連絡ください」という内容に即して開示が行われたことはない。それが今回、この連絡に回答しなかったため、意見の陳述の直前になって開示を強行したというが、その説明は通らない。</p>	<p>総務課は福利課の開示を平成〇年〇月〇日に行うと連絡した。しかしその開示する量は12件の開示決定等に基づくものあって大量であり、1月12日一日のみで閲覧及び写しの交付を求めることは、だれが見ても困難なことは明らかである。</p> <p>また、教育庁教育総務課長は所属職員をして、赤線を付した連絡票を主権者県民に送付している。貴会議に苦情を提起した教育総務課職員による開示妨害に引き続く、常軌を失した事務である。速やかに是正指示並びに指導をされたい。</p> <p>これだけの量の開示が困難なことは、開示の調整を行うと称する教育総務課は最初から知っている。公開条例を悪利用して、開示請求者を揶揄しようとしている。</p> <p>職場の同僚また友人知人の間においてさえ、赤線付きの連絡は行わない。行くとすれば、部下か低位に置く者に対する行為である。なるほど教育総務課は主権者県民を見下し、愚弄していることを自ら証している。教育総務課が常人の集団ならば、誰かがこのような非常識行為を差し止めるが、それもない。</p> <p>ちなみに、これら連絡票の記載に従い当方の都合を連絡しても一切応答はない。このことについて情報公開センターに要請を行った。</p>
調査委員	橋本委員 上谷委員	橋本委員 上谷委員
調査の状況	H28.2.3 実施機関に対する書面調査	H28.2.22 実施機関に対する書面調査
苦情審議状況	H28.3.15	H28.3.15
処理	H28.3.30	H28.3.30
処理結果等	<p>(1) 実施機関は、近日中に苦情申出人の口頭意見陳述が実施される予定であったため、苦情申出人の利便性を考慮した上で、本件開示実施と本件口頭意見陳述を同日に実施すると送付票を本件部分開示決定とともに送付した。その後、実施機関は口頭意見陳述を〇月〇日に実施する旨の実施通知を苦情申出人に送付し、前通知と併せて苦情申出人に対し、開示実施と口頭意見陳述は同日に行う旨を知らせた。そして、本件部分開示決定通知書に記載されていた〇月〇日に苦情申出人が来庁しなかったため、このことによっても、同日に実施する旨は苦情申出人に伝わっているものと理解し、担当職員は〇月〇日に開示実施を行おうとしたものである。</p> <p>(2) 開示実施について、苦情申出人の都合が悪いのであれば、苦情申出人から実施機関に対して連絡することもでき、その旨について送付票にも記載されていた。</p> <p>以上の経緯から、実施機関の対応に不適切な点は認められない。</p> <p>なお、当該口頭意見陳述は予定された時間内で終了し、苦情申出人から当該口頭意見陳述の終了を申し出たことから、苦情申出人に対して当該口頭意見陳述を妨害する意図をもっていただけではない。</p>	<p>(1) 苦情申出人は今年度167件の行政文書開示請求を行っていること及び苦情申出人から火曜日以外に開示を受けるのが困難との連絡を受けていることから、必然的に一回の開示実施において相当量の開示実施が行われることはやむを得ないと考えられる。</p> <p>(2) 連絡票に赤線を引いたことについて</p> <p>一般的に、文書において注意喚起をするために強調部分に赤線を引くことは通常行われているものである。苦情申出人に送付した連絡票に、都合が悪い場合には実施機関に対して連絡する旨の注意を促すため赤線を引いたことは、苦情申出人に対し開示日時の変更が可能である旨を単に強調するためであり、それ以外の目的があったとは認められないものと判断する。</p> <p>(附言)</p> <p>今年度、苦情申出人の申出は19件に上っており、苦情の内容においても同種のものが複数見受けられる。実施機関においては円滑な開示実施に努めるべきであり、苦情申出人においてもこれに協力すべきであることを附言する。</p>

	(28)苦情1	(28)苦情2
申出人	C	C
申出日	平成28年6月23日	平成28年6月26日
実施機関	知事 (政策法務課)	知事 (精神保健福祉センター)
苦情の内容	<p>平成〇年〇月〇日に申出人が実施機関(政策法務課)から電話を受けたところ、政策法務課相談調整班のK氏が、情報公開について、千葉県の職員から相談があったら相談に応じて助言や協力等を行うのに対して、千葉県民からの相談には応じず、助言や協力等を行わない旨回答した。</p> <p>千葉県情報公開・個人情報センターは、千葉県の職員からだけではなく、千葉県民からの相談にも応じて、千葉県職員に対してと全く同様に助言や協力等を行うべきである。</p> <p>千葉県情報公開条例の全文、第1条、3条、26条、27条、30条の各規定に直接、間接に違反し、またはその趣旨を没却するものである。</p> <p>また、千葉県政策法務課相談調整班ないし千葉県情報公開・個人情報センターの存在意義が動揺する。何よりも国民主権に反する。</p>	<p>担当課は、〇月19日までに開示決定を行わなければならないにもかかわらず、〇月24日になって決定をし、(〇+1)月1日になってようやく通知書等を発送した。開示しない理由として「開示請求に係る行政文書を保有していないため。(請求に係る行政文書は廃棄済みである)」とだけ記載されており、保存期間内であるにもかかわらず廃棄したため不存在という趣旨の記載は一切見られなかった。</p> <p>①対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合は開示請求者に電話し、理由にその旨書くべきである。②再発防止策を講じ結果を公表すべきである。③決定がでたら翌日には発送すべきである。④文書の移管状況は永年保存すべきである。⑤文書を廃棄した場合は廃棄者、文書の性質等を明文化し長期保存すべきである。⑥文書廃棄の不存在の場合、理由に保存期間満了による廃棄か、誤廃棄なのか記載すべしである。⑦行審法による救済の迅速性を確保するため審査会の開催日数、委員を増加すべきである。</p> <p>①実施機関は、〇月19日までに誤って廃棄した旨を明示すべきである。②実施機関は延長の手続きをすべきであった。③決定が出てから7日を要したことは大きな遅延である。④文書の移管状況を示す行政文書を廃棄すべきでなかった。⑤文書廃棄に関する行政文書は作成すべきであった。⑥意図的廃棄による不存在理由が記載されていなかった。⑦異議申立てから答申まで2年を要する事態が継続している。行審法の理念を没却している。</p>
調査委員		
調査の状況		
苦情審議状況	処理中	処理中
処理		
処理結果等		

別記

第1号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成28年1月24日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	<p>私は、これまで、学術団体の会員、市民団体のボランティア、あるいは個人として、千葉県情報公開条例、千葉県個人情報保護条例及び千葉県議会情報公開条例の規定に基づき、開示請求及び異議申立または審査請求を重ねてまいりました。その中で、ある2つの課を除いたその他一切の担当課が、不服審査における理由説明書の作成者の署名をしていないことがわかってまいりました。</p> <p>行政の説明責任の観点から、最低限、理由説明書を作成した職員の名と職名とを明記しておくべきではないかと存じます。</p> <p>なお、御参考までに、署名入りの理由説明書と署名抜きの理由説明書とをそれぞれ1枚目だけ添付いたします。ただし、苗字は書かれています。職名までは書かれておりませんことを申し添えます。以上 以下余白</p>
-------	--

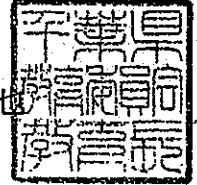




教特第753号
平成27年12月15日

千葉県情報公開審査会委員長 莊可 久雄 様

千葉県教育委員会
教育長 内藤 敏也



理由説明書の提出について

平成27年10月14日付け政法第2164号、公開審第77号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。



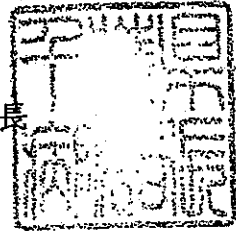
担 当
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 教育支援室 木内
TEL 043(223)4050
FAX 043(221)1158
Mail tokshifre@mz.pref.chiba.lg.jp



千が第1969号
平成28年1月12日

千葉県情報公開審査会
委員長 莊司 久雄 様

千葉県病院局長



理由説明書の提出について (回答)

平成27年12月10日付け政法第2809号及び公開審第112号で依頼
のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。



○根拠法令

千葉県行政文書規程

(文書の発信者名)

第22条 施行する文書の発信者名は、全てその権限を有する者の名を用いなければならない。

ただし、法令等の規定に定めがある場合又は文書の性質若しくは内容により特に必要がある場合は、県名、副知事名又は部長、局長、健康危機対策監等、課長若しくは所長の名を用いることができる。

2 前項の発信者名は、県名を用いる場合を除き、職氏名を表示するものとする。ただし、その内容により氏名を省略することができる。

・千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は不服申立人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。

5 審査会は、前2項の規定により不服申立人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

(以下略)

・行政不服審査法（平成26年法律第68号）（第9条第3項の読み替え後）

第29条 審査庁は、審査請求がされたときは、第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法（平成5年法律第88号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

二 行政手続法第29条第1項に規定する弁明書

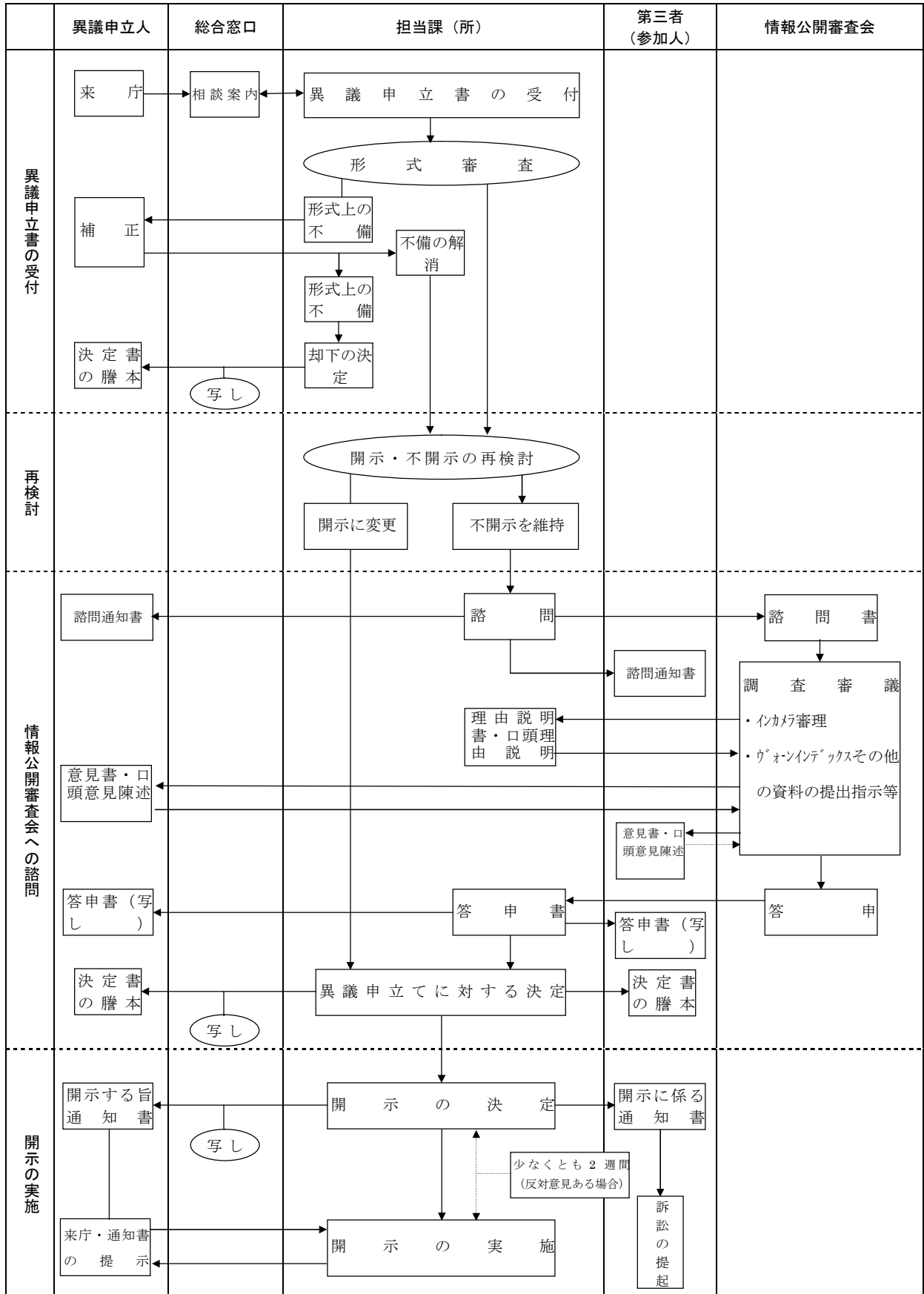
5 審査庁は、第2項の規定により、処分庁等から弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

・千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領（昭和63年11月7日制定）

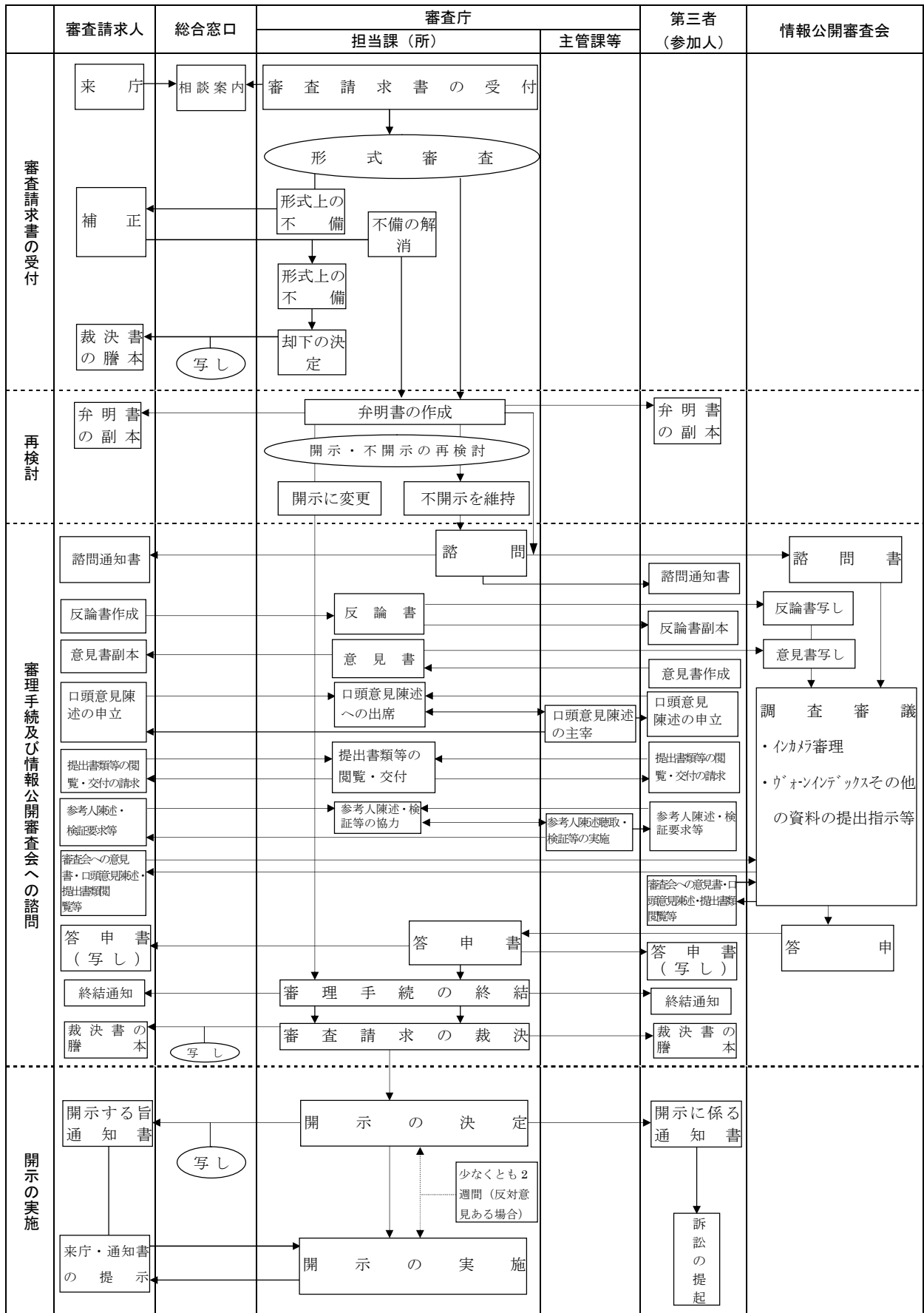
第6条 部会（審査会において調査審議を行う場合にあっては、審査会。以下同じ。）は、条例第21条第1項又は議会条例第22条第1項の規定により、実施機関又は議長から諮問を受けたときは、当該実施機関（以下「諮問実施機関」という。）又は議長に対して、条例第23条第4項又は議会条例第24条第4項の規定により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の規定により作成した弁明書の写しの提出を求めるものとする。ただし、諮問実施機関又は議長が当該写しを部会へ提出したときは、この限りでない。

○事務フロー

・平成28年千葉県条例第15号による千葉県情報公開条例改正前によるもの



・平成28年千葉県条例第15号による千葉県情報公開条例改正後によるもの





公用文作成の手引

〔第六次改訂版〕

平成28年3月

千葉県

イ 往復文書では、敬称として「様」をつける。

ウ 経由先がある場合は、「(……経由)」という表示を、往復文書では宛先の上に付けてもよい。

エ 宛先を連記する場合は、その文書の内容が主として対象としている宛先の順に記載する。

(4) 発信者

ア 発信者名は、全てその事務の処理について権限を有する者の名を用いなければならない。この場合の権限を有する者とは、知事のほか、事務委任規則その他の法令により事務の委任を受けている者をいう。ただし、法令等の定めがある場合又は文書の性質や内容により、県名・副知事名・部長名・局長名・健康危機対策監等・課長名・出先機関の長名を用いることができる（文書規程第22条第1項）。

イ 発信者名は、県名を用いる場合を除き、職氏名を表示するものとする。ただし、法令等で様式が定まっているもの等その内容により氏名を省略することができる（文書規程第22条第2項）。

なお、知事名、副知事名及び会計管理者名並びに知事の職務代理者名は原則として氏名を省略しない。

ウ 発信者名の記載に当たっては、その文書が県の組織相互間において発信する場合は、単に「〇〇部長」のように「千葉県」の文字を省略し記載してもよいが、その他の場合は、全て「千葉県〇〇部長」、「千葉県〇〇部〇〇課長」のように「千葉県」の文字を記載する。県組織相互間の文書で同じ部の場合は部名も省略して記載する。

エ 発信者を連記する場合は、その事務を所掌するか、又は最も関係の深い発信者名を先に書き、これが明らかでない場合は、組織規程に規定されている順に連記する。

オ 施行する文書には、受信者の便宜に資するため、必要に応じて主務課、係、班等の名称及び電話番号等を記載しても差し支えない。ただし、条例、規則、告示、公告、訓令、指令、達その他これが不相当と認められるものは記載しない。

(5) 件名（題名）

件名は、その文書の内容が一見して理解できるように付けなければならない。したがって、その文書の内容を簡潔に表現したものでなければならない。また、件名には末尾にその文書の性質を表すため（通知）・（照会）・（回答）等の文字を括弧書きで記載する。返信文書（回答等）の件名は、できるだけ来信文書（照会等）と同一の件名とする。

(6) 本文

ア 接続詞等を多く用いて文書が長くなると読みにくく、理解しにくいことが多い。そこで、文書の段落ごとに句読点を付けるとか、行を改めるとか、あるいは下記として項目別に箇条書きにして記載するとかして読みやすく理解しやすいように工夫する。

イ 本文には必要に応じて「下記」・「別紙」等が付記又は添付されるが、記載又は添付に当たっては次の点に注意する。

(7) 「下記」は、本文にその内容を全て記載すると文章が読みにくくなる場合等に理解

3 文例

	○ ○ 第○○○号■ 平成○○年○月○日■
■○○大臣 ○○○○ 様	
	千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 印 ■
	○○○○○について (協議)
■このことについて、下記のとおり指定したいので、○○法 (平成○○年法律第○○号) 第○○条の規定により協議します。	
	記 (省略)

第9節 送付

1 意義

送付とは、通知行為の一種であり、物品や書類を送る場合に用いる文書をいう。

2 作成上の注意事項

- (1) 送付する理由のあるものについては、その理由 (根拠法令等) を明記する。
- (2) 送付に当たっては、必要に応じて受領書を徴収する。
- (3) 文体は、「ます体」を用いる。

3 文例

	○ ○ 第○○○号■ 平成○○年○月○日■			
■○ ○ ○ ○ 様				
	千葉県○○部長 印 ■			
	○○○○○について (送付)			
■このことについて、○○○○○を作成しましたので、○○部お送りします。				
■[なお、別紙受領書を折り返し御送付ください。]				
	<table border="1"> <tr><td>担当</td></tr> <tr><td>○○課○○班 ○○</td></tr> <tr><td>電話○○○○○○○○</td></tr> </table>	担当	○○課○○班 ○○	電話○○○○○○○○
担当				
○○課○○班 ○○				
電話○○○○○○○○				

第10節 申請

1 意義

申請とは、県民、行政機関等が権限を有する行政機関に対して、許可、認可その他一定の行為を求めるために発する文書をいう。

2 作成上の注意事項

- (1) 法令等に基づく許認可等及び補助金の交付等の申請は、その様式が定められている場合が多いので、それに従って記載する。
- (2) 法令等に基づく申請は、根拠法令等を明記する。
- (3) 文体は、「ます体」を用いる。

3 文例

	○ ○ 第○○○号■ 平成○○年○月○日■
■ ○ ○ ○ ○ 様	■ ■ ■ ■ ■
	千葉県知事 ○ ○ ○ ○ 印 ■
○○○○○○○○○○○○○○○について（申請）	
■このことについて、別添のとおり○○○したいので○○法（平成○○年法律第○号） 第○条の規定により申請します。	

第11節 進達

1 意義

進達とは、行政機関や県民等から提出された申請、願書などを經由事務として取り次ぐ場合に発する文書をいう。下級行政機関が上級行政機関に対して自ら積極的に一定事項を報告し、通知する場合も進達という。この場合、法律その他で規定されていることが多い。

2 作成上の注意事項

- (1) 進達文書は、自己の意見を付する必要がないので、何を進達するかを件名等に分かりやすく記載し、文書には進達する旨のみを記載すればよい。
- (2) 書類その他の提出について期日の制限のあるときは、到達する日数に注意しなければならない。
- (3) 法令等に基づく進達は、根拠法令等を明記する。
- (4) 文体は、「ます体」を用いる。

大量請求等権利濫用的請求への対応について

1 概要

情報公開審査会は、平成16年8月、情報公開制度の見直しに関し、「今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準を作成すべきである。」と答申を行った。しかし未だ、基準等の作成はなされていない。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

現行条例第6条に権利濫用の禁止規定があるものの、適用された事例はない。今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準を作成すべきである。

なお、第三者機関を活用することは、処分の公平性・客観性の確保の観点と、手続の複雑化による支障等を総合的に勘案して、十分な検討を行うべきである。

・平成16年8月23日千葉県情報公開審査会答申

2 近年の大量請求の状況

(1) 特定の実施機関に対し、大量請求がなされている。

(2) 行政の停滞を招く開示請求

3 全国の都道府県に調査したところ、権利濫用的開示請求に関して指針等（事務取扱要綱中に定めているものも含む。）を策定しているところは、9都県であった。

◎指針等の事例について（別添「参考1、2、3」）

4 本県の権利濫用等による拒否事例

<過去の適用例>

(1) 権利濫用適用 2件

■「〇〇事務所〇〇課所管（保管）する平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日迄の全ての文書」

- ・対象となる行政文書の範囲が広く、あまりに大量で通常業務の支障となる。
- ・請求目的を踏まえた開示の対象となる行政文書の絞り込みを何度か口頭で依頼したが、応じてもらえなかった。

(2) 条例第7条第1項第4号の「行政文書を特定するに足りる事項」の形式不備

5 本県での検討の必要性について

(議論の観点)

- ・「知る権利」「説明責任」
- ・実施機関の恣意的な不開示
- ・法的整合性（法律構成、手続）
- ・基準要件の設定（具体的な指標）

調査票の取りまとめ結果

都道府県名	問1 大量請求・権利濫用的請求に対する取扱いに関する要綱、要領、指針等(内規)の有無		問2 内規の名称及び制定時期		問3 関連マニュアルの有無及びその名称と制定時期		問4 内規の制定理由		問5 内規の制定方法について※複数回答可				問6 内規に基づく認定事例
	有	無	有	無	有	無	第三者機関への諮問	庁内のプロジェクトチームによる検討	パブリックコメント	ハブリングコメン	決裁権者の決裁による		
1 北海道		○											
2 青森県		○											
3 岩手県		○											
4 宮城県		○											
5 秋田県		○											
6 山形県		○											
7 福島県		○											
8 茨城県		○											
9 栃木県													
10 群馬県													
11 埼玉県		○											
12 千葉県													
13 東京都	○		東京都情報公開条例の施行について(通達)(平成11年12月20日制定)			○	東京都情報公開条例の趣旨及び運用の指針を明らかにするため。						情報公開は事例なし。個人情報では、平成26年度に個人情報保護審査会で4件、権利の濫用を判断した答申がある。(個人情報保護条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱したもので権利の濫用であると解し、請求を却下すべきであると判断。)
14 神奈川県	○		不適正な大量請求に対する取扱い要綱(平成14年4月1日制定)			○	例外的な大量請求について対処する方策を検討してきたなか、特定部局に対して、段ボール200箱程度の行政文書開示請求があり、当該行政文書の読否の決定を終了するまで、請求時点から数年を要する事例があったため。						
15 新潟県		○											
16 富山県	○		富山県公文書開示事務実施要綱(平成14年4月1日制定 平成21年11月1日最終改正)	富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準(平成14年4月1日制定) 「解釈及び運用の基準」の改正に伴う具体的な取扱い(平成21年11月1日通知)			平成18年度以降、特定の者からの開示請求が急増し、条例が当初想定していなかったような課題が現れたことから、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を類型化し、それらに対する取扱いについて定めることにより、条例による適正な請求のあり方を確保し、本県の情報公開制度を健全に機能させるため。						
17 石川県		○											
18 福井県													
19 山梨県													
20 長野県		○											
21 岐阜県		○											
22 静岡県													

調査票の取りまとめ結果

都道府県名	問1 大量請求・権利濫用的請求に対する取扱いに関する要領、要領、指針等(内規)の有無		問2 内規の名称及び制定時期	問3 関連マニュアルの有無及びその名称と制定時期		問4 内規の制定理由	問5 内規の制定方法について※複数回答可				問6 内規に基づく認定事例		
	有	無		有	無		第三者機関への諮問	庁内のプロジェクトチームによる検討	パブリックコメント	ハブリックコメント		決裁権者の決裁による	
23 愛知県	○		権利の濫用に当たる開示請求に対する取扱い内規(平成17年3月1日制定)		○	開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合は、補正を求めたり決定期間を延長したりする等により対応するが、その方法によって対応できない請求であるため、愛知県情報公開条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求がなされること想定されたため。					○	開示請求 平成21年度 60件、平成22年度 97件 平成24年度 1,051件、 平成25年度 34,471件、平成26年度 4,658件 情報公開審査会答申 平成25年度 1件 (平成25年12月17日付け答申第679号)	
24 三重県	○		三重県情報公開事務取扱要領(平成21年4月1日制定)		○	平成21年度以前の条例では「公文書の開示を行う場所」、「開示の有効期限」等が明確に定められておらず、県民対応に混乱が生じており、また、開示請求を行っても閲覧をしないことがある県民がいることから、平成21年度の改正において、上記の事項を明記するとともに、権利濫用の規程も設けた。					○		
25 滋賀県		○											
26 京都府		○											
27 大阪府		○											
28 兵庫県	○		権利濫用請求の取扱指針(平成24年2月7日制定)		○	権利濫用請求については、法令上、明文規定がなくとも一般法理上、請求を拒否し得るものと解される。しかしながら、権利の濫用に当たると否かについての判断・運用は、情報公開条約が「知る権利」を尊重し、県政の「説明責任」を果たすべきものであるという理念に鑑み、厳格に解すべきものであるため、実施機関において権利濫用として恣意的に非公開決定が行われないよう、平成24年2月、情報公開・個人情報審査会の答申を得て、「権利濫用請求の取扱指針」を制定した。			○			・文書管理システムに登録されている全ての公文書:非公開決定(平成23年3月15日) ・特定県民局管内の浄化槽に関する全文書(平成24年10月29日)	
29 奈良県		○											
30 和歌山県	○		和歌山県公文書開示請求に係る権利の濫用の取扱基準(平成24年1月制定)		○	公文書開示請求を県民の権利であること明らかにするとともに、開示請求者に対しても開示請求に関する権利を正当に行使することを求めており、常に例外なく無制約に認められるものではないので、公文書開示制度の目的に即した権利行使であることが要求される旨を明らかにするため。						○	
31 鳥取県		○											
32 島根県		○											

調査票の取りまとめ結果

都道府県名	問1 大量請求・権利濫用的請求に対する取扱いに関する要綱、要領、指針等(内規)の有無		問2 内規の名称及び制定時期	問3 関連マニュアルの有無及びその名称と制定時期		問4 内規の制定理由	問5 内規の制定方法について※複数回答可				問6 内規に基づく認定事例	
	有	無		有	無		第三者機関への諮問	庁内のプロジェクトチームによる検討	パブリックコメント	パブリックコメント		決裁権者の判断による
33 岡山県		○										
34 広島県		○										
35 山口県		○										
36 徳島県		○										
37 香川県	○		利用者の責務に反する行政文書公開請求に対する取扱要領(平成24年4月1日制定)	○		同一人から大量の情報公開請求が繰り返され、対応に苦慮したため。	○					行政文書を特定するに足りる事項以外の意見・主張等の種々雑多な事項が記載され、公開請求に係る行政文書を特定することができず、あえて形式的な不備のある公開請求を繰り返し行い、行政文書公開請求権の正当な行使とは認められないとして却下した事例。
38 愛媛県	○		愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準(平成11年1月1日制定)	○		情報公開事務の手引となるものため。						
39 高知県		○										
40 福岡県		○										
41 佐賀県		○										
42 長崎県		○										
43 熊本県		○										
44 大分県		○										
45 宮崎県		○										
46 鹿児島県		○										
47 沖縄県		○										
計	9	30	9	1	8	9	4	0	2	5	4	

権利濫用請求の取扱指針

平成 24 年 2 月 7 日制定

1 趣 旨

情報公開条例の認めた公開請求権の趣旨、目的を大きく逸脱する請求については、権利の濫用として一般法理上、請求を違法なものとして拒否（非公開）できるものと解されている。

しかしながら、権利の濫用に当たるか否かについての判断・運用は、情報公開条例が「知る権利」を尊重し、県政の「説明責任」を果たすものであるという理念に鑑み、厳格に解すべきものである。

このため、実施機関において権利濫用として恣意的に非公開決定が行われないよう、次のとおり権利濫用請求と思慮される請求を取り扱うこととする。

2 権利濫用請求の基準要件

公開請求が、以下（１）及び（２）のいずれかの基準を満たす場合は、権利の濫用として、非公開決定を行う。

基準を満たすか否かの判断に当たっては、公開請求の態様や公開請求に応じた場合の業務への支障等が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを以下の判断要素を参考に検討すること。

（１）請求対象の公文書が著しく大量で公開決定等までに長期の特例延長が必要で、公開請求により通常業務の遂行に著しく支障が生じる場合 （趣旨）

情報公開条例第 12 条では、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開決定の期限を 60 日以内に延長したとしても、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、当該公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき、60 日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りるとする特例が認められている。

この規定は、公開請求の文書量が著しく大量であっても、60 日以内に公開決定等を行うことができることを前提としつつ、当該期間内に公開請求の処理を行うには、通常の業務に看過し得ないほどの支障が生じる場合に、当該支障を防止するために定められたものである。

このような条例第 12 条の趣旨にかんがみ、公開決定等の期限の特例を適用したとしても、公開決定事務の処理が相当長期に及ぶことで、業務上の支障が看過できない程の大量の請求があった場合は、権利濫用請求として非公開決定を行うものとする。

(判断要素)

特定の課室、事務所に対する公開請求で、職員1名が当該請求の対応に専念しても、対象文書の公開の諾否の決定等を行うまでに、おおむね1年以上の期間が必要となる程の大量の公開請求を行う。

(請求例)

- ・ 「特定の時点における文書管理システム登録文書の全て」、「特定の法律の施行に係る文書の全て」、「特定の課室、事務所、係の保有する文書の全て」など、担当職員1名が1年を越えて公開請求事務に専念しなければならない程の大量請求を行う。
- ・ 同一人（相互に関連があり、全体として同一人とみなし得る場合を含む。）が、「特定日に特定の課室、事務所が作成又は取得した文書」というような公開請求を日の特定を変えて、特定の課室、事務所に対し、集中又は連続して行う場合や、同一人が条例第12条の特例延長期間中に、同一の課室、事務所に対し、重ねて特例延長が必要な大量の文書の公開請求を行うなどにより、結果として、当該課室、事務所の担当職員1名が1年を超えて、公開請求事務に専念しなければならないような大量請求を行う。

(2) その他、県民の知る権利の尊重及び県政の説明責任の確保という条例の趣旨を著しく逸脱した請求であることが明らかに認められる場合

(趣旨)

情報公開条例は、県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を果たすため情報公開制度の一層の整備を進め、もって地方自治の本旨に即した県政の推進と県民生活の向上に寄与することを目的としている（前文）。

また、公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即して、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない（第3条）。

これらの条例の趣旨に反する請求であることが認められる場合は、権利濫用の一般法理により非公開決定を行うものとする。

(判断要素)

公開請求対象文書の閲覧等を行う意思がない等、公開請求が、県政の推進と県民生活の向上に寄与するという条例の趣旨に反するものであること、及び公開請求により得た情報を職員への誹謗・中傷する内容に加工して使用する等、不適正に使用のおそれがあることが認められる。

(請求例)

- ・ 過去の公開決定において、正当な理由なく閲覧をしない、公開日時、場所の指定を遵守しない等の行為を繰り返し行った者から請求があり、その際、「公開を受けるかどうかは請求者の自由である。」「職員を残業させるために請求する。」といった発言があるなど、公開請求を行うだけで、公開実施を受ける意思のないことが認められる。
- ・ 正当な理由がないのに同一公文書を繰り返し公開請求する。
- ・ 公開請求時に、公開請求で得た情報を、特定の組織や個人を誹謗・中傷する内容に加工して、インターネットなどで公表する旨の発言等を行う。

3 権利濫用請求にかかる請求者への説明・情報提供等

権利の濫用として非公開とする際には、請求者に対し、以下のような要請や説明等を行うこと。

これらの要請等を行ったにもかかわらず、請求者が正当な理由なく拒否する場合に、権利の濫用として非公開とすることを検討すること。

- (1) 公開請求の対象となる公文書が、大量請求の場合、公開決定等を行い、公文書の閲覧等ができるまでに相当の期間を要し、通常業務の遂行に支障が及ぶことについて、請求者に対し説明し、理解を求めること。
- (2) 請求者が必要とする情報の内容を十分に聴取し、公文書目録検索システム、ファイル基準表等、文書特定の参考となる情報を提供し、対象公文書に係る事業の範囲や年度を限定する等、公文書のより詳細な特定や、無作為抽出や分割請求など、より合理的な請求方法をとるよう要請すること。
- (3) 過去に公開によって得た情報を不適正に使用したと認められる請求者に対し、個人情報提供を行う場合には、個人情報保護条例第9条に基づき適正に使用するよう要請すること。
- (4) (2)、(3)の要請については、できる限り、文書によることとし、行政指導の内容を明確にすること。
- (5) 請求者の言動から、公開請求による公開実施に関心がなく、県行政に対し、意見や要望を述べたい場合などは、広聴処理マニュアルなどに基づき、説明責任を果たすよう努めるとともに、他の不服申立制度、救済制度によることが請

求者の利益に資すると考えられる場合は、それらの制度についての情報提供も行うこと。

4 権利濫用請求と判断される場合の公開決定等

- (1) 請求書が形式的要件を具備しているときは、請求書の不受理や放置などの対応を行わず、非公開決定を行うこと。
- (2) 請求者への適正請求の要請や権利濫用請求か否かの判断に時間を要する場合は、条例第 11 条の公開決定等の期限の延長手続きをとること。
ただし、請求者が適正請求の要請に従わない意思を明確にした場合は、適正請求についての要請を理由に公開決定期限の延長を行ってはならない。
- (3) 公開請求の内容が分割可能な場合は、請求のうち、権利濫用と言えない部分については公開決定又は部分公開決定を行うこと。
- (4) 非公開決定通知書には、権利濫用の根拠となる条項（前文、第 3 条、第 12 条のうち該当するもの）及び権利濫用請求と判断した根拠となる事実等をできる限り詳しく記載し、異議申立ての利便を図ること。
- (5) 権利濫用を理由とする非公開決定に対する異議申立てについては、異議申立書に形式不備がある場合を除き、ただちに情報公開・個人情報保護審議会に諮問すること。

附則

この指針は、平成 24 年 2 月 7 日から施行する。

権利の濫用に当たる開示請求に対する取扱い内規

〔平成17年3月1日〕
 県民生活部長通知

第1 趣旨

この指針は、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。）が定める行政文書の開示を請求する権利について、この制度が予定する権利行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求への対応の考え方を示すものである。

ただし、権利の濫用に当たるか否かについては、個別の事案ごとに具体的に判断すべきものであり、この内規の考え方に該当すれば直ちに権利の濫用として不開示決定するというものではないことに注意し、また、この内規の運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する正当な権利を妨げることをしないよう十分に注意しなければならない。

第2 要件

開示請求が以下の要件を満たすときは、権利の濫用に当たるものとして不開示決定について検討をすることとする。決定に当たっては、請求事案の個別具体的な事情を勘案の上判断することとし、事前に広報広聴課と協議することとする。

（なお、1には該当しない場合であっても、2における害意が明らかに認められる場合については、権利の濫用に当たる場合があるものとする。）

1 超大量請求であること

請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながらすべての行政文書についての開示決定等をするには概ね1年以上の期間を必要とするような場合

2 害意が認められる請求であること

害意が認められる請求とは、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることを目的としているような開示請求で、当該請求により実施機関の事務処理経費の著しい増大や通常の業務の著しい停滞を招く場合

○ 「害意が認められる場合」の具体的な例としては、以下のようなものが想定される。

① 「文書の内容はいつでもよい」とか「私を怒らせると開示請求す

る」といったような請求者の発言等から請求の目的や動機が文書開示以外にあると推認される場合

- ② 特定の所属が保有するすべての行政文書の請求をしたり、特定の所属の保有する行政文書を繰り返し請求する場合
- ③ 同種の文書を繰り返し請求する場合
- ④ 請求するだけで閲覧に来なかったり、又は一部しか閲覧しなかったりという行為を繰り返す請求者から再度請求がなされた場合
- 開示請求自体に害意が認められなくても、開示の実施等において不適正な行為がなされる以下のような場合についても、「害意が認められる場合」として検討する。
 - ⑤ 写しの交付を請求しながらその費用を支払わないという行為を繰り返す請求者から再度請求がなされた場合
 - ⑥ 行政文書の開示によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合

第3 手続き

第2の要件に該当する開示請求を権利の濫用に当たる開示請求として検討するに当たっては、事前に、請求者に対して、請求等の態様に応じ、以下のようなことを行うこと。

- (1) 事務遂行上の支障を説明し、理解を求めること。
- (2) 請求者の目的に適うような形で、対象文書に係る事業の範囲の限定、年度の限定、無作為抽出などの方法により、適切な請求にしてもらうよう文書で要請すること。なお、この場合に、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮すること。
- (3) 開示の実施における不適正な行為に対しては、適正な対応を文書で要請すること。
- (4) 開示によって得た情報が不適正に使用されるおそれがある場合には、当該請求者に対して適正な使用を文書で要請すること。

第4 取扱い

当該請求は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第11条第2項に基づき、当該開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をすること。

なお、不開示決定通知書（様式第4）の記載例は、次のとおりである。

利用者の責務に反する行政文書公開請求に対する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号。以下「条例」という。）第1条に規定する行政文書の公開を請求する権利（以下「公開請求権」という。）の濫用と認められる場合など、条例第4条に規定する利用者の責務に反する行政文書公開請求（以下「請求」という。）についての類型及び取扱いを示すものとする。

第2 基本的な考え方

1 公開請求権の尊重

この要領の運用に当たっては、条例第3条に規定する実施機関の責務に留意して、県民の公開請求権が十分尊重されるようにしなければならない。

2 利用者の責務に反する請求に対する取扱い

請求が、第3の類型のいずれかに該当する場合は、条例第4条に規定する利用者の責務に反するものとして、類型ごとに定める取扱いのとおり取り扱うことができるものとする。

3 権利濫用に当たる請求

利用者の責務に反する請求のうち、請求の態様、請求に応じた場合の行政執行への支障及び請求者の受ける不利益などを勘案して、社会通念上妥当と認められる範囲を超える請求であるか否かを個別具体的に判断して、行政執行への著しい支障や他人の権利利益の侵害など条例の本来の目的を著しく逸脱する請求と認められる場合は、権利濫用に当たるものとして請求を却下できるものとする。

ただし、請求を却下する場合には、事前に県民室と協議するものとする。

第3 類型及び取扱い

1 行政文書の特定に至らない包括的請求である場合

(1) 請求の例

- ① 特定の部局の保有する全ての行政文書を対象とする請求である場合
- ② 特定の職員が決裁、作成した全ての行政文書を対象とする請求である場合

(2) 取扱い

- ① 形式的・外形的に明確であっても、包括的な記載では、実質的に請求対象行政文書が特定できないことを理由に、条例第6条第2項に基づき相当の期間を定めて補正を求める。この場合において、補正の参考となる情報として、請求の目的等を損なわない範囲で事業、年度、無作為抽出等の方法で請求対象行政文書を限定すること（以下「抽出請求」という。）ができるような情報を提供する。
- ② 適正な補正がなされない場合は、請求対象行政文書が特定できない形式上の不備がある請求として、請求を却下することができる。
- ③ 同一の請求者が同様の請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、包括的な記載をしないよう書面で警告する。
- ④ 警告後もあえてこのような請求を繰り返す場合は、補正を求める実益がないため、補正を求めることなく、形式上の不備があり、かつ、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。

2 請求書の記載内容や発言から害意が明白である場合

(1) 請求の例

- ① 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とすることが明白な請求である場合

- ② 特定の個人を誹謗、中傷又は攻撃することを目的とすることが明白な請求である場合
 - ③ 行政文書公開請求書に暴力的で不穏当な記載をしている請求である場合
- (2) 取扱い
- ① 公開請求権を正当に行使し、害意ある記載や発言を行わないよう書面で警告する。
 - ② 警告後もあえてこのような請求を繰り返す場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
 - ③ 対象行政文書が膨大で、請求者の要求を受け入れることを取下げの条件にしている請求のように、害意が悪質で、請求を処理することにより県の行政執行が著しく停滞するなどの重大な不利益がある場合や「請求対象行政文書の全部を公開しなければ危害を加える。」という発言のように公の秩序又は善良の風俗に反する言動があった場合は、直ちに請求を却下することができる。この場合においては、却下と同時に公開請求権を正当に行使するよう書面で警告する。
- 3 行政文書の公開を受ける意思がないと認められる場合
- (1) 請求の例
- ① 公開決定を受けても行政文書の公開を受けないことが繰り返される場合
 - ② 事前に調整の上、指定した行政文書の公開の日時に、事前の連絡や正当な理由もなく遅れて来ること又は来ないことが繰り返される場合
 - ③ 納入通知した手数料を納期限までに納入せず、加えて督促しても納付しないこと又は写しの交付の実施の中止の申出を行わないことが繰り返される場合
 - ④ 行政文書の公開に際して、行政文書を閲覧せず又は全体のごく一部しか閲覧せず、自己の主義・主張を長時間にわたって述べ続けることが繰り返される場合
- (2) 取扱い
- ① 行政文書の公開に応じるよう口頭で要請する。
 - ② 請求者が要請に応じない場合は、相当の期間を定めて、期間内に公開の実施に応じるべきこと、行政文書の公開の必要がなくなった場合は当該期間内に公開の実施の中止を申し出ること、及び期間内に行政文書の公開を受けなかった場合は申出がなくとも行政文書の公開の必要がないものとみなし公開の実施を中止することを書面で通知する。
 - ③ 同一の請求者が、他の請求においても同様の行為を繰り返す場合は、上記①及び②のとおり要請及び通知を行なうとともに、公開請求権を正当に行使し、行政文書の公開を受ける意思がないにもかかわらず、むやみに請求を行わないように書面で警告する。
 - ④ 警告後もあえてこのような行為を繰り返しながら、新たに請求を行った場合は、公開の実施を受ける意思がないのに、請求を繰り返しており、公開請求権を濫用した請求であるとして、請求を却下することができる。
- 4 正当な理由なく短期間で請求が繰り返される場合
- (1) 請求の例
- 2か月前に、既に公開決定を受けている行政文書と同一の行政文書について、正当な理由なく3回以上請求を繰り返す場合
- (2) 取扱い
- ① 既に公開決定を受けている行政文書と同一の行政文書について、最初の公開決定から短期間で、3回目の請求が行われたときは、繰り返し請求する理由を聴取する。この場合において、当該理由を証する書類等の提出又は提示までは、請求者に求めない。
 - ② 聴取の結果、正当な理由（例えば、別の行政文書が特定されることを意図して請求したが、偶然同一の行政文書が特定されたとき、非公開理由の消滅など決定内容が変化する可能性がある場合に請求が行われたときが考えられ、単に、決定通知書又は公開を受けた行政文書の写し

を紛失したときは除外される。)がないと判断される場合は、複数回同一の決定を行う特段の事情がなく、公開決定を行う実益がないとして請求を却下することができる。あわせて、公開請求権を正当に行使し、正当な理由なく繰り返し請求を行わないように書面で警告する。

- ③ 却下後、同一の行政文書について、4回目の請求が行われたときは、正当な理由があると客観的に認められるときを除き、請求者に聴取することなく、公開決定を行う実益がなく、かつ、公開請求権を濫用した請求として却下することができる。

5 同一の所属への請求が繰り返される場合

(1) 請求の例

- ① 約半年間に特定所属に50件請求するなど、同一の所属に対して、当該所属の事務を著しく停滞させる程度に、短期間に集中して請求が繰り返される場合（以下「集中請求」という。）
- ② 請求された行政文書の全てを1年以内に公開決定等することが不可能な大量請求（以下「例外的大量請求」という。）が短期間に繰り返される場合

(2) 取扱い

- ① 請求の目的や必要性について聴取するとともに、当該行為が県の事務を著しく停滞させていることを説明し、既に行った請求に対する公開決定を待つて請求することや抽出請求することを要請する。
- ② 請求者が当該要請に応じないときは、条例第13条を適用し、特例延長を行う。この場合において、特例延長後の（最終的な）公開決定等の期限は、同一の請求者からの先行請求に関する事務の終了後、当該請求に係る事務を開始するものとして設定する。なお、特例延長通知及び請求対象行政文書の相当の部分についての公開決定等は、条例第13条に規定する期間内に行わなければならない。
- ③ このような請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、むやみに集中請求や例外的大量請求を行わないように書面で警告する。
- ④ 警告後もあえてこのような請求を繰り返す場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。

6 形式上の不備が明白な請求が繰り返される場合

(1) 請求の例

行政文書公開請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」欄に行政文書を特定するに足りる事項以外の意見・主張等種々雑多な事項を混在させて記載した請求（以下「他事記載請求」という。）が繰り返される場合

(2) 取扱い

- ① 他事記載請求は、記載の中から、行政文書を請求していると考えられる箇所を抽出して、公開決定を行うものとする。その他の形式上の不備（他事記載請求においては、抽出後の文言であっても行政文書を特定できない場合を含む。）は、条例第6条第2項の規定に基づき相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- ② このような請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、形式上の不備が明白な請求を繰り返して行わないように書面で警告する。
- ③ 警告後もあえてこのような請求が行われた場合は、最初の請求に限っては、条例第6条第2項の規定に基づき相当の期間を定めて補正を求めるものとする。
- ④ 適正な補正がなされない場合は、形式上の不備がある請求として、請求を却下することができる。
- ⑤ さらにこのような請求を繰り返す場合は、補正を求める実益がないため、補正を求めることなく、形式上の不備があり、かつ、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することが

できる。

7 その他の濫用的請求である場合

次の(1)から(6)までに掲げる類型に該当する請求は、その性質に応じて、それぞれ次に掲げるとおり取り扱うものとする。

なお、請求対象行政文書が大量であることのみをもって、公開請求権の濫用と判断することはできず、条例第12条第2項の規定による公開決定の期限の延長又は第13条の規定により公開決定の期限の特例延長を行い対応するものとする。

- (1) 書籍等、そもそも図書館及び文書館等で容易に探索又は入手が可能なため、明らかに条例の適用除外となる文書について、単に自己の探索又は入手する労力又は費用を省くことを目的としてあえて請求が行なわれた場合
 - ① 条例第2条第1項第1号該当又は条例第28条第4項該当を理由に非公開決定を行う。
 - ② このような請求を繰り返す場合は、公開請求権を正当に行使し、上記の目的で請求を繰り返して行わないように書面で警告する。
 - ③ 警告後もあえてこのような請求が行われた場合であって、かつ、請求が短期間に繰り返されている、又は対象となる文書が大量である等の理由により行政執行への著しい支障が生じている場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (2) 請求者の求めに応じて情報提供した文書をその場で請求した場合など、請求者が請求対象行政文書を所有していることが一見明白な場合
 - ① 請求者に対して、請求の必要性等を聴取し、書面での決定が必要であるなどの正当な理由がない場合は取下げを要請する。
 - ② 取下げに応じない場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (3) 条例第13条を適用し、請求の決定期限を特例延長している場合において、当該請求対象行政文書の相当の部分に係る公開を受けていない場合
 - ① 請求者が他の請求においても、行政文書の公開を受けない場合は、当該請求対象行政文書の相当の部分に係る公開決定を行うにあたって、相当の部分に係る公開を受けない場合は、残りの当該請求対象行政文書について請求を却下する旨を書面で警告する。
 - ② 請求者が他の請求において行政文書の公開を受けない場合又は他に請求を行っていない場合において、請求者が当該請求対象行政文書の相当の部分に係る公開を受けない場合は、公開を受けるよう口頭で要請し、要請に応じなかった場合は、上記①と同様の警告を書面で行う。
 - ③ 上記①及び②で警告を行ってもなお、当該請求対象行政文書の相当の部分の公開を受けない場合は、残りの当該請求対象行政文書について、公開を受ける意思がないものとみなし、請求を却下することができる。
 - ④ 他に特例延長中の請求がある場合、却下後もそれらについて同様の行為を繰り返す場合は、それら特例延長中の請求の全てについて、行政文書の公開を受ける意思がないものとみなし、却下する旨を書面で警告する。
 - ⑤ 警告後もあえてこのような行為を繰り返す場合は、他の特例延長中の請求についても、行政文書の公開を受ける意思がないものとみなし、かつ、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (4) 公開を受けた行政文書の写しを改ざんして犯罪に用いるなど、情報公開制度を利用して犯罪を行った者からの請求である場合

請求の経緯や請求対象行政文書等から、再び犯罪を行う蓋然性があると判断される場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (5) 請求の受付又は公開の実施等において、職員に暴言や大声を発したり、他の県民に著しい迷惑をかけるなど、不適正な行為が繰り返される場合

- ① 不適正な行為を行わないようその場において口頭で注意する。
 - ② 注意したにもかかわらず、不適正な行為を繰り返す場合は、不適正な行為を行わないように書面で警告する。
 - ③ 警告後もあえてこのような行為を繰り返す場合は、公開請求権を濫用した請求として、請求を却下することができる。
- (6) 県民室と協議して濫用的請求と認められる場合
この要領で類型及び取扱いが定められていない場合で、濫用的請求の疑いがあるときは、個別に県民室と協議するものとする。

附 則 / この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

三重県情報公開事務取扱要領（抜粋）

8 権利濫用を根拠に非開示にする場合の取扱い

(1) 明らかな害意の立証

担当課（所）の事務遂行能力を減殺させることを目的とした害意ある開示請求（事例等は条例5条の「解釈及び運用」を参照）の場合は、開示請求の対象となる公文書が著しく大量になることが多い。しかしながら、情報公開条例は大量請求については価値中立的な立場に立ち、事務の遂行に著しい支障が生じることを避けるため特例延長制度（条例14条）を設け、大量請求が直ちに権利濫用に該当するという前提に立っているわけではない。

したがって、権利濫用に該当するか否かの判断に当たっては、請求者の意図の方がより重要であり、請求者の「明らかな害意」即ち「行政を停滞させる意思」について、請求者の言動や請求の態様（請求の内容又は方法等）から立証していくことになる。

(2) 権利の濫用的請求の事例

条例5条の「解釈及び運用」の権利の濫用的請求の類型と事例には、(1)公文書特定に至らない包括的請求、(2)繰り返し請求、(3)害意ある請求、(4)その他の濫用的行為の4つの類型とそれぞれ具体的な事例が掲げられているが、(3)害意ある請求の中には、既に「解釈及び運用」に掲げられている①と②の事例以外にも、③として次の請求事例が考えられる。

③開示請求により実施機関に圧力を加え、自らの要求を実現させることを目的とした不当要求型の開示請求

請求者が納得のいく実施機関の対応（自己に有利な処遇）又は情報が得られるまで、実施機関に圧力を加えることを目的に行っていると考えられる請求であって、請求時に実施機関に何らかの不当な要求を行うなど、請求者の言動から明らかに害意が認められる場合

(3) 請求者との面談及び要請等

害意ある大量請求と考えられる請求のあった場合は、請求者と面談し、通常の事務に容認できない遅滞をきたす等の事務処理上の支障等を請求者に説明したうえで、請求した理由等を聴取すると共に、あえて網羅的・迂遠な請求を行わずとも、より迅速・合理的な開示請求の方法、即ち、差し当たり年度や業務を限定するなど、請求範囲を絞るか、抽出請求することにより、開示請求の目的を達成できるのではないかなど打診し、適正な請求について、まずは理解を得るよう努めるものとする。

※ 情報公開（公文書の開示請求）は、請求者の目的を問わないが、公文書の特定に当たっては、相手の要望内容を聴取する中で、必要に応じて請求理由や利用目的を確認した方が公文書の特定に有効な場合も多い。ただし、請求者が請求理由を明らかにしない場合や請求者の意思が堅い場合は、そのまま請求書を受領せざるを得ない。

(4) 面談等の記録

請求者との面談等は、原則2人以上（うち1人が記録）で対応することとし、請求者の言動や態度・やりとり等を含め、後日必要に応じ、害意があると認める事情等を明らかにできるよう、面談内容を筆記や録音等により極力正確に記録するとともに、開示記録を作成しておくことが望ましい（開示記録については、第8-10を参照）

※ 録音する場合には、あらかじめ相手に告げることが望ましいが、同意がなくとも録音の証拠能力が認められている（平成12年7月12日最高裁判決：詐欺被告事件）。

(5) 補正と非開示決定

請求者が要請等に応ずることなく請求を行い、担当課（所）が権利濫用を理由に開示請求を拒否する場合は、情報公開課に必ず事前に相談するものとし、なお権利濫用に当たると判断した場合には、請求者に補正の参考となる情報を提供（件名目録等を示す）したうえで、請求内容の補正を求め、補正に応じなければ、条例5条2項（開示請求権の濫用禁止）に該当することを理由に非開示決定を行う。

なお、権利濫用を理由とした非開示決定に係る異議申立てについては、慎重な判断を期すため、審査会へ諮問しなければならない。

(6) 比較衡量

権利濫用の規定を適用するに当たっては、開示請求の態様、請求理由、請求者の害意、開示請求に応じた場合の担当課（所）の業務への支障及び非開示決定した場合に請求者の被る不利益等の種々の要素を比較衡量し、当該開示請求が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断するものとする。

不適正な大量請求に対する取扱い要綱

1 趣 旨

この要綱は、業務の停滞を図る等請求に明白な害意が認められるような場合など、不適正な大量請求がなされた場合の取扱いについて定めることとする。

2 取扱い

(1) 害意ある大量請求

ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的としたり、特定の個人を誹謗、威圧し、又は攻撃することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合は、請求の取下げを要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、権利濫用として、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

(2) 請求対象文書が特定されない大量請求

ア 「〇〇課（所）の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求の場合は、条例第9条第2項に基づき相当の期間を定めて、その補正を求める。

イ 請求者が補正に応じない場合は、当該請求は要件を欠く請求として、条例第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

(3) 超大量請求

ア 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような場合は、請求書を受領する前に当該請求をしなければならぬ必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、相当の部分を60日以内に諾否決定し、残りの部分は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第10条第1項に基づき公開を拒否するものとする。

この場合は、請求があった日から起算して、15日以内に別記様式により請求者に通知する。

ウ なお、「1年」の期間は一応の目安であり、残余部分が少しの場合など特段の事情があるときは、拒否することなく対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準（抜粋）

第4条関係（適正な請求及び使用）

第2 解釈及び運用

- 1 この条例に基づく公文書開示請求制度は、その請求理由を問わず誰もが利用できる制度であるが、請求権者が公文書の開示を請求する権利を濫用してはならないことは当然である。

本条は、請求権者に対して、条例の目的を踏まえた適正な制度の利用についての責務を規定したものであり、利用者の注意を促すために設けたものである。

- 2 「適正な請求に努める」とは、開示請求をしようとする者は、条例の目的に沿って請求するよう努めなければならないことをいい、行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等を行うべきではないという趣旨で規定したものである。

なお、開示請求が権利の濫用に当たると判断される場合には、その理由を明確に示し、非開示決定を行うものとする（第5条関係第2の5及び第11条関係第2の2の(7)を参照）。

- 3 開示決定等の期限の特例（条例第13条）を適用した場合でも実施機関の通常業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の公文書の開示請求（以下「業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求」という。）は、「適正な請求」の範囲を超えるものと判断される。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求かどうかは、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての開示決定等を行うにはおおむね1年以上の期間を必要とする開示請求で、当該開示請求により実施機関の通常業務の著しい停滞又は事務処理経費の著しい増大を招くおそれのあるものかどうかによって判断する。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求がなされた場合には、本条の趣旨を説明し、抽出請求等により「適正な請求」となるよう要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、45日以内に相当の部分について開示決定等を行い（第13条関係を参照）、残りの部分について条例第11条第2項の規定により非開示決定を行うものとする（第11条関係第2の2の(6)を参照）。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対する上記の対応は、平成18年度以降、開示請求が急増し条例が想定していなかったような課題が現れたことから、この条例に基づく情報公開が適切に利用されるような制度のあり方について検討するために設置された学識経験者、県民の代表者等からなる富山県情報公開制度懇話会の提言（【参考】を参照）に基づくものである。

県民意見募集手続制度（パブリックコメント）を経てなされた当該提言を受けて、県民を対象としたアンケート及び情報公開セミナーを実施し幅広く意見を聴いたうえで、この条例による適正な請求のあり方を確保し、本県の情報公

開制度が健全に機能するために、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはならないという観点から、この条例の目的に即した請求権の適正な行使として条例が予定している範囲等に係る県議会での議論を踏まえて、その支持が得られたことから、業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対しては、上記の対応をすることとされたものである。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に対する開示決定等に当たっては、「適正な請求」となるよう要請する過程における開示請求者の対応について十分に検討し、抽出請求等に応じられないとする理由が社会的な相当性を欠いていないかどうか、開示請求権の本来の目的を逸脱し明らかな害意が認められる開示請求でないかどうかを含めて慎重に対応するものとする。

- 4 「適正に使用する」とは、開示請求により情報を得たものは、社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、犯罪行為での使用や他人の権利利益の侵害など社会通念上是認されないような使用をしてはならないという趣旨である。

なお、公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書の備考欄に、公文書の開示により得た情報の適正使用について明示することとしている。

- 5 「個人の基本的な人権を尊重するよう努めなければならない」とは、この制度によって得た情報が個人に関するものであるときは、個人のプライバシーの侵害にわたる使用をしないよう留意しなければならないということである。
- 6 実施機関は、利用者が公文書の開示によって得た情報を不適正に使用したと認められるときは、当該利用者に対し注意し、当該情報の使用の中止を求めるものとする。

【参考】富山県情報公開制度懇話会提言（平成21年2月9日）から抜粋

1 開示請求

(2) 「適正な請求」とは言えない請求の類型化とその取扱いについて

「適正な請求」とは言えない請求を類型化して、その取扱いを条例の解釈運用基準等で明記することが適当である。

この場合には、開示請求権を妨げることがないように非開示決定を行う場合の判断基準、事務手続を定め、厳格に運用されるべきである。

【説明】

近年、開示請求件数が急増（H14年度918件→H19年度80,036件）し、現行条例が想定していなかったような課題も現れており、適切な対応が必要な状況となっている。

このようなことから、「適正な請求」とは言えない請求、若しくは「権利の濫用」と言える請求の態様を類型化し、その取扱いを明確に定め、適切に対応することが適当である。

類型化に当たっては、事例の積重ねも必要であり、条例ですべてを類型化し明記することは困難であるから、条例の解釈運用基準等で随時類型化し、県民に明示することが適当である。

類型化する請求の態様とその取扱いについては、次のような例が考えられる。

① 明らかな害意が認められる請求

ア 判断基準（要件）

行政の事務執行を停滞させることを目的とした公文書の開示請求

イ 取扱い

請求の取下げを要請する。これに応じない場合は、「権利の濫用」として非開示決定を行う。

② 業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の請求

ア 判断基準（要件）

開示決定等の期限（原則 45 日以内と規定）を延長（条例第 13 条）

しても、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての開示決定等を行うには、「おおむね 1 年」（神奈川県、愛知県）以上の期間を必要とするような大量の請求で、当該請求により事務処理経費の著しい増大や通常業務の著しい停滞、混乱を招くおそれのあるもの

イ 取扱い

当該請求の必要性を確認するとともに事務執行上の支障を説明し、抽出請求等を要請する。

これに応じない場合は、期限の原則として定められている 45 日以内に、相当部分について開示決定等をし、残りの部分については、「適正な請求」の範囲を超える請求として非開示決定を行う。

第 5 条関係（開示請求権）

第 2 項 解釈及び運用

5 「権利の濫用」とは一般的に、「ある人の行為あるいは不行為が、外形的には権利の行使とみられるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、権利の行使として法律上認めることが妥当でないと判断されることをいう。」とされている。

行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸脱し、明らかな害意が認められる開示請求は、「権利の濫用」に該当すると判断される。

「権利の濫用」に該当すると判断される請求があった場合には、第 2 項の趣旨を説明し、請求の取下げを要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、条例第 11 条第 2 項の規定により非開示決定を行うものとする（第 4 条関係第 2 の 2 及び第 11 条関係第 2 の 2 の(7)を参照）。

第 11 条関係（開示請求に対する措置）**第 2 項 解釈及び運用**

2 非開示の決定（第 2 項）は次のいずれかに該当する場合に行う。

- (6) 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求であって、実施機関からの抽出請求等の要請に応じない場合（開示請求のあった日から 45 日以内に開示決定等を行う相当の部分を除く。）

なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に支障が生じるおそれがあっても、単に事務処理上対応が困難という場合は、開示決定等の期限の特例（条例第 13 条）により対処するものであって、それだけでは「適正な請求」の範囲を超えるものとはいえない（第 4 条関係第 2 の 3 を参照）。

- (7) 開示請求が権利の濫用に当たる場合。この場合において、権利の濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う（第 4 条関係第 2 の 2 及び第 5 条関係第 2 の 5 を参照）。

文学第 503 号

平成21年 11 月 1 日

各実施機関情報公開窓口担当課長

殿

知事部局各課長

経営管理部文書学術課長

「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」の改正に伴う具体的な
取扱いについて（通知）

平成 21 年 11 月 1 日付け文学第 502 号経営管理部長通知で「富山県情報公開条例
の解釈及び運用の基準」（平成14年 4 月 1 日付け文学第 179 号経営企画部長通知。
以下「解釈運用基準」という。）の改正について通知されたところですが、不適正
な開示請求があった場合の具体的な取扱いは別添のとおりとしますので、適切に対
応するようお願いいたします。

(事務担当 情報公関係)

第1 第4条関係（適正な請求及び使用）

1 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求

今回の改正で、第4条関係第2の3として新たに、「開示決定等の期限の特例（条例第13条）を適用した場合でも実施機関の通常業務の著しい停滞等を招くおそれのある大量の公文書の開示請求（以下「業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求」という。）は、「適正な請求」の範囲を超えるものと判断される。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求かどうかは、担当者が通常業務を遂行しながらすべての公文書についての開示決定等を行うにはおおむね1年以上の期間を必要とする開示請求で、当該開示請求により実施機関の通常業務の著しい停滞又は事務処理経費の著しい増大を招くおそれのあるものかどうかによって判断する。

業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求がなされた場合には、本条の趣旨を説明し、抽出請求等により「適正な請求」となるよう要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、45日以内に相当の部分について開示決定等を行い（第13条関係を参照）、残りの部分について条例第11条第2項の規定により非開示決定を行うものとする（第11条関係第2の2の(6)を参照。）と明記されたところである。

(1) 判断の基準

「おおむね1年」という期間は、公文書の保存期間の最短期間が1年であることや、県の事業は通常1年単位で行われていること等を考慮した上で、業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求に該当するかどうかの判断の目安とすることとしたものであり、「おおむね1年」の判断は、実施機関の主観的判断に委ねられるものではなく、客観的に判断されるべきことは言うまでもない。

参考までに、これまでの開示実績から、「おおむね1年」で開示決定等ができる公文書の量の目安は約5,000枚程度であり、その考え方は次のとおりである。

- ① 開示文書を1枚作成するために要する時間
5分/枚
- ② 担当者が通常業務を遂行しながら開示決定等を行う時間
2時間/日×200日/年=24,000分/年
- ③ 1年間で開示決定等ができる公文書の量
②/①=4,800枚→5,000枚/年

また、今回の改正で条例第16条第2項が追加され、「開示決定を受けた者は、第11条第1項の規定による通知があった日から30日以内に当該開示決定に係るすべての公文書の開示を受けなければならない。」とされたが、通常30日で閲覧できる公文書の量も次のとおり約5,000枚程度と考えられる。

- ① 開示文書を1枚閲覧するために要する時間
1分/枚
- ② 1日（4時間）で閲覧することができる公文書の量

60 枚／1 時間×4 時間＝240 枚／日

- ③ 1 月（土・日を除く約 20 日間）で閲覧することができる文書の量
240 枚／日×20 日間＝4,800 枚→5,000 枚／月

(2) 業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求の取扱い

ア 働きかけ

面談等により、当該請求の必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や対象文書の絞込みを要請するなど「適正な請求」となるよう要請する。

なお、この場合には、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮する。

請求者が面談等における要請に応じない場合は、書面により、当該請求が不適正な開示請求に該当する旨を説明し、「適正な請求」となるよう改めて要請する。

イ アの働きかけに応じない場合

相当の部分を45日以内に開示決定等をし、残りの部分については、「適正な請求」の範囲を超える請求として、条例第11条第2項の規定により非開示決定をするものとする（記載例：別紙1）。

第2 第5条関係（開示請求権）

1 明らかな害意が認められる開示請求

今回の改正で、第5条関係第2の5として新たに、「『権利の濫用』とは一般的に、『ある人の行為あるいは不行為が、外形的には権利の行使とみられるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、権利の行使として法律上認めることが妥当でないと判断されることをいう。』とされている。

行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸脱し、明らかな害意が認められる開示請求は、『権利の濫用』に該当すると判断される。

『権利の濫用』に該当すると判断される請求があった場合には、第2項の趣旨を説明し、請求の取下げを要請する。

当該要請にもかかわらず、これに応じない場合には、条例第11条第2項の規定により非開示決定を行うものとする（第4条関係第2の2及び第11条関係第2の2の(7)を参照）。と明記されたところである。

(1) 判断の基準

行政の事務執行を停滞させることを目的とした公文書の開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等開示請求権の本来の目的を逸脱したような明らかな害意が認められる開示請求かどうかは、請求者の言動、請求の内容又は方法等から判断する。

適正な請求かどうかを判断するために請求者との面談等を行う場合には、原則2人以上（うち1人が記録）で対応することとし、面談内容については録音等により極力正確に記録するよう努めるものとする。

判断の基準として、請求者の言動、請求の内容又は方法等から明らかな害意が認められる開示請求の例は、次のとおりである。

例1 「(私の) 言うことを聞かないなら開示請求をする」、「徹底的に追い詰めてやる」、「△△の悪事を暴いて家族や近隣住民にばらしてやる」など、請求者の言動等から請求の目的や動機が文書開示以外にあることが明らかな開示請求

例2 「特定の職員が作成（決裁）した文書」を繰り返し請求するなど、特定の職員を誹謗し、威圧し、又は攻撃することを目的とすることが明らかな開示請求

例3 「〇〇部が保有するすべての文書」など著しく大量の開示請求を行ったり、正当な理由がないのに同一の文書を繰り返し請求したりするなど、実施機関の事務遂行能力を害することを目的とすることが明らかな開示請求

例4 条例第16条の「みなし開示」が適用されても、なお同一文書を繰り返し請求するなど、開示を受ける意思のないことが明らかな開示請求

(2) 明らかな害意が認められる開示請求の取扱い

ア 働きかけ

書面により、当該請求が不適正な開示請求に該当する旨を説明し、請求の取下げを要請する。

イ アの働きかけに応じない場合

権利の濫用として、条例第11条第2項の規定により非開示決定をするものとする（記載例：別紙2）。

※権利の濫用を適用する場合の国の考え方等は「参考資料」を参照

第3 第6条関係（開示請求の手続）

1 開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求

今回の改正で、開示請求書の形式上の不備があると認めるとき（開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であると認めるときを含む。）に係る補正に応じない場合の非開示決定について、より明確にするため、第6条関係第2の7として新たに、「条例第6条第2項の規定による補正を求めたにもかかわらず、これに応じない場合には、条例第11条第2項の規定により非開示決定を行うものとする（第11条関係第2の2の(1)を参照）。」と明記されたところである。

(1) 判断の基準

「公文書を特定するに足りる事項」とは、公文書の具体的な件名又は実施機関が開示請求に係る公文書を特定し得る程度の内容の記載をいう（解釈運用基準第6条関係第2の2）とされており、開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求かどうかは、開示請求書に記載された「請求する公文書の内容」が、抽象的、広範囲その他の理由によりあいまいで、公文書の特定ができないものかどうかによって判断する。

判断の基準として、公文書の特定ができないものと認められる開示請求の例は、次のとおりである。

例1 ○○課長が平成○年度以降作成した文書及び決裁した資料

例2 ○○課□□係長が入庁以来作成した一切の文書

(2) 開示請求の対象となる公文書の特定が不十分な開示請求の取扱い

ア 働きかけ

面談等により、「補正の参考となる情報の提供」に努め、対象公文書を特定するよう要請する。

請求者が面談等における要請に応じない場合は、書面により、その補正を求めるものとする。

イ アの働きかけに応じない場合

形式上の不備があるものとして、条例第11条第2項の規定により非開示決定をするものとする（記載例：別紙3）。

公文書非開示決定通知書
(業務の停滞等を招くおそれのある大量の請求の場合)

第 号
年 月 日

様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

請求のあった公文書の内容	□月×日開催のタウンミーティングにおいて、知事が述べた「平成○年度の公文書開示請求X万件」の対象となる公文書
公文書の件名	○年□月×日に（部分）開示決定した相当部分を除く残りの部分
開示をしない理由	<p>本件請求は、「平成○年度の公文書開示請求X万件」の対象となる公文書について開示を求めるもので、その量が著しく大量で業務に与える影響が多大であることから、平成○年□月×日に担当職員が面談の上、その旨説明し、適正な請求にするよう要請したところ、あなたから要請に応じない旨の回答がありました。</p> <p>このため、文書により再度要請したところ、改めて、あなたから適正な請求に応じない旨の回答がありました。</p> <p>以上を踏まえ、相当の部分については、条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を延長し（部分）開示決定等を行いました（別途通知済み）が、開示請求のあったすべてについて開示決定等を行うことは条例第13条の開示決定等の期限の特例を適用した場合でも通常業務の著しい停滞を招くおそれがあることから、残りの部分については、同条の範囲を超えているものとして、この条例の目的に即した「適正な請求」とは認められないため、非開示とします。</p>
※ 上記理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	電話番号 () - 内線
備考	

備考 (省略)

教示 (省略)

公文書非開示決定通知書
 （明らかな害意が認められる請求の場合）

第 号
 年 月 日

様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

請求のあった公文書の内容	「〇〇課〇〇係長が作成した文書」 （上記文書を繰り返し請求するなど害意が明らかな場合）
公文書の件名	
開示をしない理由	<p>本件請求の趣旨及び内容について、あなたと〇〇課〇〇係長が面談した際、あなたは「（開示請求したのは）私の言うことを聞かないからだ」「徹底的に追い詰めてやる」などと繰り返し発言され、公文書を特定するよう要請したにもかかわらず、「請求は権利である」等と主張するだけで、適正な請求に応じていただけませんでした。</p> <p>これらの発言から、あなたの請求は〇〇課〇〇係長を誹謗し、威圧することを目的とすることが明らかであり、条例第5条第2項に規定する「開示請求権の濫用」と認められるため、非開示とします。</p>
※ 上記理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	電話番号（ ） — 内線
備考	

備考（省略）
 教示（省略）

公文書非開示決定通知書
 （公文書の特定が不十分な請求の場合）

第 号
 年 月 日

様



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、富山県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

請求のあった公文書の内容	〇〇課□□係長が入庁以来作成した一切の文書
公文書の件名	
開示をしない理由	<p>本件開示請求書の「請求する公文書の内容」欄の記載内容は、漠然としたものであり、対象公文書を特定することができない包括的な開示請求です。</p> <p>このことから、平成〇年□月×日に担当職員が面談の上、条例第6条第1項第2号に規定する「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」についてその補正を要請したところ、あなたから補正に応じない旨の回答がありました。</p> <p>このため、文書による補正を要請したところ、改めて、あなたから本件開示請求に係る補正には応じない旨の回答がありました。</p> <p>これら2回の補正の要請に応じていないことから、あなたには、公文書を特定する意思がないことが明白であり、本件開示請求は、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分で開示請求に係る公文書を特定することができないものであり、条例第6条第1項に定める要件を満たしていないため、非開示とします。</p>
※ 上記理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課(室)	電話番号 () - 内線
備考	

備考（省略）
 教示（省略）

★「権利の濫用」を適用する場合の国の考え方

「情報公開法には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。」（「詳解 情報公開法」抜粋）

★「権利の濫用」を適用した事例

○大分県の事例

・ 事案の概要

平成9年1月から3月にかけてほぼ連日、特定の年・月分の旅費関係書類・食料費関係書類の公開（閲覧）請求があったもの

・ 審査会答申

「権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」とされている。

そして、権利の濫用に当たるか否かについては、一般的には、権利の行使者の側に存する害意や不当図利等の主観的な要素、あるいは権利を行使された場合に相手側が被る不利益や社会的な影響等の客観的な要素を参酌して判断するものとされている。

ところで、県民の公文書公開請求権に対してこの権利の濫用の法理を適用することについては、条例が公文書の公開を原則とし、請求する文書の量により、あるいは請求の理由又は利用目的により請求権の行使を制限する明文の規定を設けていないことを考慮するならば、安易に権利の濫用を理由として拒否処分することは許されない。

他方、そもそも情報公開制度は、県民の認められた情報公開請求権の適正な行使と、実施機関による制度の適正な運用によって有効に機能していくものである。そして、情報公開制度を通じ、県民にとっては、県政への参加が一層容易となり、また、実施機関にとっても、県政に対する県民の理解と信頼を得ることができ、条例が目的とするところの「活力に満ちた開かれた県政の推進」が図られることとなるのである。

しかるに、害意をもってする請求や不当図利を目的とする請求などは、この情報公開制度の目的に反し、その機能を阻害しかねないものでありとうてい容認できないものである。したがって、このような権利行使に対しては、権利の濫用の法理を適用し、これを拒否することも許されるべきであると考えらる。」

（「大分県情報公開審査会答申（平成12年3月答申第19号）」抜粋）

○熊本県の実例

・ 事案の概要

平成14年4月、「平成11・12・13年度の〇〇局に関し県が保管する全ての契約書、全ての収支実績等」の開示請求があったもの

・ 審査会答申

「条例の趣旨とは相容れない意図に基づく、かつ、著しく大量な行政文書の開示請求に対応することにより、実施機関に業務上の支障を生じさせることは甚だ不合理と言うべきであって、異議申立人の受けた不利益を考慮してもなお、本件開示請求について実施機関が行政文書の開示請求権濫用に当たるとして不開示とした決定は、妥当な範囲のものであったと判断する。」

（「熊本県情報公開審査会答申（平成14年12月答申第77号）」抜粋）

○千葉県の実例

・ 事案の概要

平成19年10月、「総務部税務課に係る平成18年度の全ての文書」の開示請求があったもの

・ 実施機関の対応

対象文書が税務課の1年分の文書ということで大量なため、実施機関は、請求書提出時に口頭で請求対象の行政文書の絞込みを依頼したが応じてもらえず、その後、書面で行政文書目録等を添付し行政文書の絞込みを依頼したが回答は得られなかった。

開示請求者の「今回の請求は税務課にとってはとぼっちり」「開示物は持ち帰らず処分してもらおう」「どこまで権利濫用か請求対象を減らして試す」等の発言や、上記絞込みの経緯を踏まえて、実施機関では、請求対象の行政文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使にあたらぬと判断し、条例第6条（開示請求権の濫用禁止）に反するとして開示請求を却下した。

「権利の濫用」が争点となった訴訟の概要

1 事案の概要

原告が「平成9・10・11年度において、福祉局が国庫補助金を受け入れた事業の経費の用途が明らかになる書類」を開示請求したのに対し、被告（横浜市長）が、

①対象文書が十分に特定されておらず、かつ補正を拒否されたため

②条例の趣旨・目的を逸脱した権利の行使であるため

などを理由に却下決定したものを

2 横浜地裁判決（H14. 10. 23（平成12年（行ウ）第41号）の要旨（請求棄却）

① 文書特定の有無

「本件公開請求の内容は、横浜市福祉局が行っている事業のうち、国が横浜市に対して行政上の目的で交付した資金全般としての意味での「国庫補助金」に関し、（中略）会計規則に基づき作成されるすべての書類であり、そのような広範なものでも、本件条例6条2号の「特定」の要件は満たしているというべきである。」

② 権利濫用の有無

「・本件公開請求の対象となる文書が大量であること、
 ・公開・非公開の決定は1つ1つ検討しなければならず市側の事務量が膨大になること、
 ・事務量が一定程度膨大になった場合には公開・非公開の決定の延長事由となると解される
 ところ、本件のような極めて膨大な事務量が予想され、延長しても相当長期にわたる場合
 の対応方法については本件条例は規定上は想定していないと解されること、
 ・本件公開請求の対象となる文書について、市はその具体的な数量を示したわけではない
 もの、それが大量であると原告に説明していること、
 ・市のそのような認識は原告も理解していたこと、
 ・このような中で、被告から、対象文書に係る事業の種類を限定するとか、無作為抽出、
 年度限定等の方法により請求件数を絞る方法等の提案がされたが、原告は、頑なに請求に
 係る本件文書全部の公開を求めたこと、（中略）
 ・原告の本件公開請求の目的は国庫支出金に関する予算執行が適正に行われているかの確
 認であるところ、このような目的は事業対象を絞ったり無作為に抽出することでもある程
 度達成でき、本件公開請求の全部の公開を同時に認めなければ原告の公文書取得目的が達
 成できないとはいいい切れないこと、
 これらの事情に照らせば、原告の本件公開請求は、文書公開の請求権を濫用したもの
 としてその全部の請求が許されないというべきである。」

3 東京高裁判決（H15. 3. 26（平成14年（行コ）第289号）の要旨（控訴棄却）

「もとより情報公開請求権は市民の権利として尊重、擁護されなければならないが、一方
 においてこの情報公開請求権は、本件条例に基づき市民に対して付与された権利であるから、
 その権利の行使は、無制約のものではなく、あくまでも本件条例の趣旨、目的に則って正当
 に行行使されるべきものであると思料されること、その他原判決認定事実を併せ考慮すると、
 本件公開請求は、公開請求権を濫用したものとして、その全部の請求が許されないとい
 うべきである。」

4 最高裁判決（H15. 9. 25（平成15年（行ツ）第173号、平成15年（行ヒ）第176号）

「上告事由に該当しないとして棄却」

和歌山県公文書開示請求に係る権利の濫用の取扱基準

(制定)

平成24年11月

(改正)

平成28年 3月

1 趣旨

この取扱基準は、和歌山県情報公開条例が定める公文書の開示請求権について、権利の濫用に関する一般法理が適用される開示請求への対応の考え方を示すものである。

権利の濫用に当たるか否かについては、各事案ごとに個別に判断することとなるので、この取扱基準の考え方に該当すれば直ちに権利の濫用として非開示決定をするというものではないことに留意し、また、この取扱基準の運用に当たっては、県民の公文書の開示を請求する正当な権利を妨げることのないよう十分に留意すること。

なお、この取扱基準は、本県や他の地方公共団体における事例、判例の動向を検証しながら、随時、見直しを行っていく必要がある。

2 権利の濫用として判断する根拠

条例は、公文書の開示請求権を県民の権利であることを明らかにするとともに、開示請求者に対しても開示請求に関する権利を正当に行使することを求めている。この趣旨は、開示請求権が認められるといっても、常に例外なく無制約に認められるものではなく、条例による公文書開示制度の目的に即した権利行使であることが要求される旨を明らかにしたものである。公文書開示制度の目的に反するような開示請求を行うことは許さないところにあり、このような開示請求については、一般法理としての権利濫用の法理が適用されるものである。

[参 考]

○ 民法

(基本原則)

第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

○ 和歌山県情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、県の総合的な情報公開の施策に関し必要な事項を定めることにより、県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的とする。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して適正に請求するよう努めなければならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者はこれによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

3 権利濫用の該当要件

以下に定める要件を満たした場合は、権利の濫用に当たるものとして非開示決定の検討を行うものとする。

なお、(1)には該当しない場合であっても、(2)に該当することが明らかに認められる場合については、権利の濫用に当たる場合がある。

また、公文書の開示請求は、何人もすることができ、その目的を問わないことから、(2)に該当するか否かは、4に掲げる(1)開示請求の内容、(2)開示決定等に至るまでの開示請求者とのやりとり、(3)開示請求者の態度等を十分に検証し、判断すること。

(1) 超大量請求である場合

請求された対象文書が特定されているものの、その量が超大量で、開示請求に係る事務を行うことで実施機関の業務の遂行に著しい支障を生じさせる場合をいう。ただし、次に掲げる事項に留意すること。

ア 請求に係る公文書が超大量であることと請求に係る公文書を特定することとは別個の問題であり、開示に係る公文書が超大量であることのみをもって、対象文書が特定されていないとして非開示とすることはできないこと。

イ 請求に係る公文書の特定が包括的であるために超大量に及ぶような場合は、真に必要な公文書を更に絞り込むことが可能であることも多いと考えられることから、超大量の公文書を真に必要な理由がうかがわれないような場合に、対象とする公文書の絞り込みが可能かどうか、可能であればそのためにどのような方法を探り得るかを検討するため、請求者に対して質問し、協議を求め、又は補正を行うよう依頼すること。

ウ 開示すべき公文書を特定することができない場合は、開示請求書に「形式上の不備」があるものとして、条例第6条第2項の規定により開示請求書の補正を求めるなどの手続を経た上で、なお、特定されない場合は非開示決定を行うこととなること。

エ 条例第13条第1項は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、一定期間内に開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合、期限を延長して開示決定等を行うことを定めているが、権利の濫用と判断する場合の「超大量」の基準は、この条項に定める程度を超えるものであることを要すること。

(2) 条例の目的に反する開示請求である場合

条例の目的に反するものとして以下の3類型に区分する。

ア 請求者の発言等から請求の目的や動機が公文書の開示以外にあると推認される場合

〔事 例〕

- ① 「文書の内容はどうでもいい」「私を怒らせると開示請求をする」等の発言をした場合
- ② 同一の文書を正当な理由なく複数回にわたり開示請求する場合
- ※ 「正当な理由」とは、例えば、別の公文書が特定されることを意図して請求したが、偶然同一の公文書が特定されたとき、非開示理由の消滅など決定内容が変化する可能性がある場合に請求が行われたときが考えられ、単に、決定通知書又は公開を受けた公文書の写しを紛失したときは除外される。

イ 適正に開示を受ける意思が認められない場合

〔事例〕

- ① 請求時に、「開示を受けるつもりはない」等の発言がある場合
- ② 以前行われた開示請求において、正当な理由なく開示を受けに来ていない又は手数料等を払っていない請求者から新たに請求があった場合
- ③ 開示の日及び時間の変更等が無用に繰り返される場合
- ④ 実施機関からの再三の開示請求書の補正を依頼するも正当な理由がなく何ら応答がない場合

※ 条例第6条第2項に基づく補正の求めは、「開示請求書に形式上の不備」がある場合の手続であり、これに応じない場合は条例第11条第2項により非開示となる。開示請求に係る公文書が超大量である場合の特定の補正依頼は、実質的には大量の対象文書の絞込みの可否やその方法についての協議の申入れと解され（平成22年10月6日横浜地裁判決平成19年（行ウ）第99号）、④に定める補正の依頼は、協議の申入れとして行うものをいう。

ウ 公文書の開示によって得た情報を不適正に使用されることが明らかである場合

〔事例〕

- ① 特定の個人を誹謗、中傷又は威圧することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合
- ② 開示によって得た情報を元に違法又は不法な行為を行うことが明らかに認められる場合

4 判断材料

権利の濫用として非開示の決定を行う場合、以下の事項を判断材料として権利濫用該当確認票（別記様式）を作成し、権利の濫用に該当するか否かの検証を行うものとする。

- (1) 開示請求の内容
- (2) 開示決定等に至るまでの開示請求者とのやりとり
- (3) 開示請求者の態度
- (4) その他開示請求が条例の目的に反するものであると認められる事由

5 事務手続

権利の濫用に当たる開示請求の該当性を検討するに当たっては、事前に、請求者に対して、請求等の態様に応じ、以下のようなことを行うこと。

- (1) 上記3の(1)に該当する場合
 - ア 業務遂行上の支障を説明し、理解を求めること。
 - イ 請求者の目的に適うような形で、対象文書に係る事業の範囲の限定、年度の限定、無作為抽出などの方法等により、適切な請求にしてもらうよう文書で要請すること。なお、この場合に、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮すること。
- (2) 上記3の(2)に該当する場合
 - ア 開示の実施における不適正な行為に対しては、適正な対応を要請すること。
 - イ 開示によって得た情報が不適正に使用されるおそれがある場合には、当該請求者に対して適正な使用を要請すること。

6 その他

- (1) この取扱基準に該当し、権利の濫用と認められる開示請求については、開示担当課は、4に定める権利濫用該当確認票を作成し、総務課に協議（開示担当課が地方機関の場合にあつては、本庁主務課を通じて協議）すること。
- (2) 3の(2)に定める類型以外の場合で、権利の濫用に該当する疑いがあると認められる場合は、個別に総務課と協議するものとする。

1 大量請求等に係る裁判例等

○平成15年10月31日東京地裁判決（確定）

ア 開示請求の内容

情報公開法に基づく自動車検査証の記載事項に係る開示請求

イ 行政側の主張

本件開示請求に対応するためには、仮に職員1名を専従作業員とし、一日8時間全く休憩なしで、同じ作業効率で作業を進めたとしても、9か月以上かかることとなり、業務に著しい支障を来すのみならず、他の情報公開請求に対応する余裕がなくなり、かえって法の立法趣旨が没却されることから、本件開示請求は権利の濫用と認められるべきであり、不開示処分とすることが適当。

ウ 裁判所の判断

情報公開法においては、著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として、不開示とする旨の規定を置いておらずまた開示期限の延長を行うことで、通常業務と並行的に順次開示手続きを進行させていくことが想定されている。

したがって、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求権の濫用として、開示請求を拒むことは原則としてできない。

開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合又は対象文書の検索に相当な手数を要する場合に、これを権利濫用として不開示とすることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がないにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせる場合であって、開示請求者が専らそのような支障を生じさせるようなことを目的として開示請求するときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、あえて迂遠な請求を行うことにより、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定される。（権利濫用とはいえないとした事例）

○平成23年5月26日東京地裁判決

ア 処分行政庁が本件各開示請求について開示決定等をするためには、…これを文書の種類等に基づき分類する作業を行った上、マスキング作業の効率化のため、その全てを1枚1枚電子データ化し、…不開示情報該当性等を慎重

に検討し、不開示とすべき情報について個別にマスキング作業を実施するなどの事務処理が必要である。

以上のような処分行政庁の事務処理は、その事務量（労力・所要時間）は極めて膨大であるといわざるを得ないから、これは、警察に関する制度の企画及び立案、警察行政に関する調整、各種事務を遂行するために必要な監察等といった処分行政庁の通常業務にも長期にわたって多大な支障を及ぼすものというべきである。

そうであるとすれば、本件各開示請求について開示決定等をするために要する処分行政庁の事務量は、原告指摘に係る的確な人員の確保とその配置、適正なデータ処理等を考慮しても、なお処分行政庁の通常業務（長期にわたって多大な支障を及ぼすものというべきである。

イ 原告が本件各開示請求をした目的

原告は、警察の不正等の真相を解明すること等を目的とするジャーナリズム活動に注力し、…本件前開示請求により開示を受けた行政文書に基づく記事等を執筆したこと、特定の年度に特定の警察本部で不正経理が行われていたという情報があれば、あらかじめそれに関する会計書類の情報公開を請求していたことが認められる。

これらの事実をも併せ考慮すれば、本件各開示請求の目的の一つに警察の裏金づくりの解明・検証があることまで否定することはできない。

本件前開示請求により開示決定を受けた行政文書（これらは、本件各開示請求の対象文書と作成した会計機関や作成年度等が異なるだけの同じ種類のものである。）の閲覧等においても、実際に閲覧等をしたのはその一部にとどまっております。本件各開示請求後に行われた閲覧においては、旅費に関する文書につき閲覧の途中で必要性がなくなったとして閲覧を終了したこと、原告が本件各開示請求をした目的が警察の裏金づくりの解明・検証にあるとすれば、…本件各開示請求の対象文書のうち、歳入に関する歳入徴収額計算書や歳入徴収額計算書証拠書類…については、これらを閲覧等することでいかなる警察の裏金づくりの存在を明らかにできるかが不明であり、むしろ、警察の裏金づくりの解明・検証の実効性等を考えれば、事業の種類等によって対象文書を限定したり、無作為抽出等の方法によったりすることでも、相当程度実現可能であるといえること、対象文書の数や開示決定に至るまでに要する事務量に照らすと、そもそも本件各開示請求について開示決定がされるまでに相当長期間を要すると考えられる上、たとえ開示決定がされたとしても、原告による本件前開示請求の対

象文書の閲覧等の状況等も併せ考慮すれば、原告個人が本件各開示請求の対象文書の閲覧等を行うことは量的・時間的に著しく困難であるといわざるを得ないこと、「平成11年度（1999年度）総理府一般会計書類」について、情報公開請求した。」「これで、いちおう証拠が隠滅されることは免れた。」などと書き込んだことも認められる。

これらの事情を総合すれば、本件各開示請求の目的は、第一次的には対象文書の廃棄を阻止することであり、原告には少なくとも本件各開示請求の対象文書についてその全部の閲覧等をする意思はなかったものといわざるを得ない。

当該対象文書の数が原告個人がその全てを閲覧等を行うことが著しく困難なほど極めて大量であることからすれば、事業の種類等によって対象文書を限定したり、無作為抽出等の方法によったりすることで早期に開示を受ける方が実効的であり（原告自身が述べるように警察の裏金づくりが文書偽造等の犯罪行為を伴うものであるとすれば、これを早期に解明し、更に民事又は刑事上の手続を執るなどした方が、警察の裏金づくりの撲滅には最も効果的であると考えられる。）、原告主張に係る上記目的を相当程度実現することが可能であるといえる。

また、本件各開示請求に係る事案の移送を受けた処分行政庁の職員から、対象文書の特定が不十分であり、開示請求に形式上の不備があるとして繰り返し対象文書を具体的に特定すべき旨の補正を求められた際にも、対象文書の特定がされているとして、これには応じなかった。

対象文書の数が極めて膨大であることから、そのままでは迅速・合理的な開示を受けられないにもかかわらず、例えば可及的速やかに開示を受けるために対象文書を限定するなどの方策を原告が一切講じようとしなかった点において、迅速・合理的な開示請求の方法によることを拒否してされたものといわざるを得ない。（権利濫用とされた）控訴棄却確定

2 各都道府県の情報公開条例における指針等について

7県（兵庫県、愛知県、神奈川県、和歌山県、富山県、香川県、三重県）において、権利の濫用と認められる場合の開示請求の具体例を示している。

開示請求県の濫用と認められる場合の具体例を類型化すると以下のようなになる。

- ① 請求対象の公文書が著しく大量で公開決定までに長期の特例延長が必要で、公開請求により通常業務の遂行に著しく支障が生じる場合

(兵庫県、愛知県、神奈川県、和歌山県、富山県)

②公開請求対象文書の閲覧等を行う意思がない場合（指定日を遵守しない等）

(兵庫県、愛知県、香川県)

③職員への誹謗・中傷を企図して請求する場合

(兵庫県、香川県)

④実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させることを目的とする場合

(愛知県、香川県)

⑤文書開示の目的が正当でない場合

- ・私を怒らせると開示請求する
- ・特定所属が保有するすべての行政文書の請求（包括請求、繰り返し請求
- ・自己の探索や労力を省くことを目的とする。

(愛知県、香川県、三重県、神奈川県、和歌山県、富山県)

○ 知事部局の保有するすべての行政文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの、特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするものなどが考えられる。

○ 開示請求権の濫用であると判断される開示請求については、本条に反することを理由として、当該開示請求を拒否するものとする。

(千葉県：第6条 開示請求権の濫用禁止【解釈及び運用】)

3 権利濫用等を検討する上で課題となった点

①大量請求

- ・具体的に試算した根拠資料の作成が必要である。(枚数等)
- ・大量かどうかの判断基準が難しい。(本当に事務処理が不可能な量なのか)
- ・過去に同様な量で開示した例はないか。
- ・事務処理に要する時間、労力及び経費が膨大になることの証明はどうするか。

② 害意ある請求

- ・害意の認定が困難である。
- ・加害の意思あるいは目的をもつか否かの認定。
- ・窓口の対応に問題はなかったかどうか。

請求の対象となる行政文書の特定ができないため 却下処分を行ったものについて

1. 件数（平成18年以降）	48件	うち知事部局	39件
		選挙管理委員会	5件
		教育委員会	4件

2. 内容及び審査会の判断

(1) (請求内容)

千葉県が国保法72条の2の2第2項の県負担金支出に関して鋸南町国保条例に従って基礎賦課総額と介護給付金賦課総額を算出しているか確認せず支出してよい根拠についてわかる一切の書類（H18分のみ対象）

(審査会の判断) (回答第1号)

本件請求は、鋸南町の事務処理が適正に行われていないことを前提としたものであり、千葉県が国民健康保険法第72条の2の2第2項に規定されている負担金支出に際し、基礎賦課総額と介護納付金賦課総額の確認をしないで支出してよい根拠を求めるものと認められる。

実施機関は異議申立人に補正を求めており、異議申立人から提出された開示請求書及び補正に対する回答書を確認したところ、いずれにおいても「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されておらず、開示請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。

(2) (請求内容)

社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」が国庫補助を受けた鋸南町の国保の保健福祉総合施設の通所介護部門で料金制有の指定管理者に来月からなるが（介護保険法の指定通所介護事業者になるが）、法的に問題がないことがわかる一切の書類（補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。）

(審査会の判断) (回答第29号)

本件請求書の「(補助金適化法の情を通じた者にならないことがわかる書類含む。）」と記載された部分を除くその余の部分について合理的に解釈してみると、

異議申立人が求めている行政文書は、

- ア 社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」（以下「本件法人」という。）が、
国庫補助を受けた鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門において指定管理者になること
- イ 本件法人が料金制有の指定管理者になること
- ウ 本件法人が通所介護事業を行うこと

について、法的に問題がないことがわかる文書であると思料される。

また、「法的に問題がない」という部分については、指定管理者に関する事項は地方自治法、通所介護を行う事業の指定に関する事項は介護保険法に規定されているのであるから、上記ア及びイについては地方自治法の規定に、上記ウについては介護保険法の規定にそれぞれ照らして、問題がないことがわかる行政文書であると思料される。

さらに、本件回答書の記載から、異議申立人が「補足説明を追加する」として求めている行政文書は、上記アないしウについて、国が行った地方自治法に基づく助言に関する書類を含めたものであること、及び本件法人が鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門に関して提出した、老人福祉法に基づくデイサービス施設の設置に関する届出書類である、と解釈することができる。

上記のとおり、本件請求書及び本件回答書について、合理的に解釈することにより、行政文書を特定することができるのであれば、本件回答書をもってしても形式的な不備は解消されず、行政文書の特定ができないとして実施機関が行った本件処分は合理性を欠くものであり、上記の解釈にしたがって対象となる行政文書の特定を行うことが適当である。

（３）（請求内容）

千葉県教育庁福利課経理・貸付班長が職務上決裁した情報の開示を求める（2014.01－2015.06）

（却下決定の理由）（要旨）

請求内容及び補正に対する回答書の記載から、福利課長以上が決裁した行政文書で経理・貸付班長が回議したものの開示を求めていることであることは推測できるが、福利課経理・貸付班は多種多様な事務又は事業を行っており、また、他の班と関連して行う業務もあるところ、そのほぼすべてに関わる請求と

なって、請求の対象となりうる行政文書は大量となり、それらの全てについて開示、不開示の判断を行うことは事実上困難であるため、条例第7条第1項第4号「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは言えず、かつ補正の求めにおいても当該請求書の不備が補正されなかったため、却下とした。

※現在異議申立てがあり、審議待ちである。

【参考】

○知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱

（平成28年3月25日改正前のもの）第3の3（3）ウ

ウ 異議申立ての処理

（ア） 却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、審査会への諮問は要しない。

（イ） 行政文書を特定することができない場合に行う上記ア（ア）の却下処分及び上記ア（ウ）の却下処分（注 条例第6条（権利濫用）による却下と条例第7条（文書不特定）による却下を指す）に係る異議申立てに対する決定に当たっては、「第5 5 審査会への意見照会」により審査会の意見を聴く。